

■ 特 集

- ◆ 「第 13 次 5 カ年計画」が採決 ～改革と革新が鍵～
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 中国投資銀行部
ソリューションアドバイザーグループ 中国調査チーム 1

■ 経 済

- ◆ 「中所得国のわな」克服に挑む中国～貿易構造から見えてくる産業構造高度化の姿
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 11

■ 産 業

- ◆ 中国の水ビジネス (後編)
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 企画部 企業調査チーム 19

■ 人民元レポート

- ◆ 中国におけるトービン税導入についての考察
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 26

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：新たなハイテク企業認定管理弁法が発表される
KPMG 中国 31

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「第 13 次五ヵ年計画」が採決～改革と革新が鍵～

◇3 月に開催された全人代で、2016 年～2020 年の経済運営と社会の発展方針を定めた「第 13 次 5 ヵ年計画」（「13・5 計画」）が採択された。

◇向こう 5 年間は「小康社会（ややゆとりのある社会）」の実現に向けた最終ラウンドで、GDP 年平均成長率を 6.5%以上、一人当たりの所得を 2010 年比倍増等の成長目標を設定。

◇13・5 計画では革新と改革が最重要課題として位置づけられ、足元では「供給側の構造改革」の推進が持続可能な成長に繋がる重要な措置となる一方、改革推進に伴い失業者増加、景気下振れ圧力等の痛みも負いかねないため、政府は改革と経済成長双方に配慮した難しい舵取りを迫られている。

◇一方、構造調整の進展に伴い、サービス業、インターネット産業、シルバー産業、環境保全産業、医療、教育等の分野で多くの商機がもたらされることも予想される。

経 済 「中所得国のわな」克服に挑む中国～貿易構造から見えてくる産業構造高度化の姿

◇全人代の政府活動報告の中で、李克強首相は今年から始まる第 13 次 5 ヵ年計画期間を「中所得国のわな」を克服する重要な段階と位置づけ、産業構造の高度化を一段と推進する方針を明らかに。

◇日本は、すべての産業を一定水準で抱えるフルセット型から得意分野に特化しつつ、産業構造を高度化し「中所得国のわな」を克服したと考えられる。この観点で中国の製品輸出構造を分析すると、中国は労働・資源集約的製品から必要な熟練度・技術水準が高い製品までを一定水準でカバーする形での中国版のフルセット型産業構造に近づいているようにみえる。様々な産業で大きなシェアを占める中国は、日本とは異なり、重層的な産業構造を維持したまま、「中所得国のわな」を克服していくのではないかと。

◇但し、その場合、世界的には供給過剰の状態が続き、中国の後を追う後発国には発展の余地があまり残されていない状況となる可能性が高く、こうした環境が中国自身にとって新たなわなとなる可能性には注意を要する。

産 業 「中国の水ビジネス（後編）」

◇政府は環境保護政策の一環として水質汚染対策を重視しており、排水基準は厳格化する傾向。これに伴い、環境保護関連の投資額は年々増加するも、地方政府はこれまでのインフラ投資等で既に多くの債務を抱え、投資余力が低下しており、民間資本活用の必要性が高まっている。

◇下水処理事業者の数は約 300 社で、国有企業と民間企業が並存。競争環境は比較的穏やかなものの下水道料金が低く抑えられているなかでの排水基準の厳格化が各社の利益の重石になっている。

◇近年は、事業エリア拡大を目論む大手事業者が他エリアの同業他社を買収する動きが活発化。今後も、中小事業者が大手に吸収される形で企業数の集約が加速する公算が大きい。

◇こうしたなか、下水処理事業各社には、相応の技術力、運営ノウハウのほか、地方政府からの受託実績の積み上げ、財務基盤の強化が何よりも求められよう。

人民元レポート 「中国におけるトービン税についての考察」

◇昨年後半以来の人民元安と資本流出の趨勢が足許で落ち着く状況下、一部報道で人民銀行の「トービン税」導入に関する情報が流れている。

◇「トービン税」は為替市場の価格安定化や税収確保等の効果を期待して外国為替取引に課税する政策。一方で、為替市場の流動性低下による不安定化の危険性や課税対象の捕捉と実効性に疑問があり、加えて中国が同税を導入した場合、投資家の課税回避のための投資引上げとそれに伴う資本流出の加速のリスクもある。

◇こうしたデメリットを和らげる為には、全為替取引に対する一律課税ではなく限定的な課税等の慎重な制度設計が必要。また、今年10月の人民元のSDR準備構成通貨採用を控え、為替取引への課税という市場化・国際化と相反する動きに対するIMFの反応も考慮が必要。

◇現在のところ、世界で「トービン税」が導入された実績はなく、中国規制当局が採用するかも不明。但し、今後中国では為替や資本流出の動向によっては「トービン税」を含む様々な資本移動を規制する施策を新たに導入する可能性は相応に高く、今後の政策動向を注視する必要がある。

スペシャリストの目

税務会計 「新たなハイテク企業認定管理弁法が発布される」

◇2016年1月29日、科学技術部、財政部、国家税務総局が共同で「ハイテク企業認定管理弁法」を公布（同年1月1日施行）。従来のハイテク企業認定規定に対し、認定要件や認定手続、監督管理等に関する調整と更新を行う。今後、より詳細を規定した「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」が制定される予定。

◇主な変更点は、①認定要件の変更（研究開発費、従業員、知的財産権、ハイテク企業の指標等）、②申請資料の変更（「ハイテク製品（サービス）のコア技術および技術指標」等の提出）、③事後監督管理の強化（事後の資料提出、当局検査等）。

◇新弁法は引き続きハイテク企業の優遇政策を奨励する意思を明示し特定の認定要件を緩和する反面、申告資料の要件の細分化やハイテク企業の監督・管理・検査要件を強化しているため、ハイテク企業認定申請を予定する企業は、こうした管理強化に伴うリスク回避の為、事前に対応策を講じる必要がある。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2016年5月15日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=Ew1L4m>



「第13次5カ年計画」が採決 ～改革と革新が鍵～

三菱東京UFJ銀行 (中国)

中国投資銀行部

ソリューションアドバイザーグループ

中国調査チーム 張 文芳

3月16日に閉幕した第12期全国人民代表大会 (全人代、日本の国会に相当) 第4回会議は「中華人民共和国国民経済・社会発展の第13次5カ年計画綱要」(以下は「第13次5カ年計画」、「計画」と略称)を採択し、17日にその全文が発表された。全文は8万字で、20編、80章、25の囲みコラムで構成され、2016~2020年までの中期的な経済と社会発展の方針を定めるものである(図表1、主な囲みコラムの内容は[参考資料](#)をご参照)。

図表1 「第13次5カ年計画」の内容構成

分野	編	見出し	係わる章	見出し	分野	編	見出し	係わる章	見出し			
総論	第1編		第1-5章 発展環境、指導方針、発展目標、発展理念、政策基調					第42章	主体機能区建設の加速			
革新	第2編	革新駆動の発展戦略の実施	第6章	科学技術による牽引力の強化	環境 保全	第10編	エコ環境整備の加速	第43章	資源の節約利用の推進			
			第7章	大衆革新、万人起業の更なる推進				第44章	総合的な環境整備の強化			
			第8章	イノベーション促進のインセンティブ体制の構築				第45章	エコ修復保護へ注力			
			第9章	人材優先戦略の実施				第46章	世界的な気候変動への対応			
			第10章	新たな発展動力の開拓				第47章	エコ安全保障メカニズムの健全化			
改革	第3編	発展新体制の構築	第11章	基本経済制度の堅持と改善	対外 開放	第11編	全方位開放における新構図の構築	第48章	グリーン環境保全産業の発展			
			第12章	現代財産権制度の確立				第49章	対外開放戦略の改善			
			第13章	現代市場体系の健全化				第50章	対外開放新体制の健全化			
			第14章	行政管理体制の改革の深化				第51章	一帯一路建設の推進			
			第15章	租税、財政体制の改革の加速				第52章	グローバル経済管理への参与			
			第16章	金融体制改革の加速				地域 関係	第12編	本土と香港マカオ、台湾の協力発展の深化	第53章	国際的義務と責任の履行
			第17章	マクロコントロールの刷新と改善							第54章	香港、マカオの長期的な繁栄発展の支援
農業	第4編	農業現代化の推進	第18章	農産品安全保障能力の強化	貧困層 解消	第13編	貧困層解消への注力	第55章	大陸と台湾の平和的発展と祖国統一の推進			
			第19章	現代農業経営体系の構築				第56章	貧困層解消への取組			
			第20章	農業技術設備と情報化レベルの向上				第57章	貧困地域加速発展のサポート			
産業構造調整	第5編	現代産業体系の最適化	第21章	農業支援保護制度の改善	教育 健康	第14編	国民全体の教育と健康の向上	第58章	貧困層解消の扶助体系の改善			
			第22章	製造強国戦略の実施				第59章	教育の現代化推進			
			第23章	戦略新興産業の発展の支援				第60章	健康中国の実施			
インターネット経済	第6編	インターネット経済の発展余地の拡大	第24章	サービス業の効率的発展の加速・推進	民生 福祉	第15編	民生保障事業の強化	第61章	公共サービス供給の強化			
			第25章	高効率なインターネットの構築				第62章	就職優先戦略の実施			
			第26章	現代インターネット産業体系の発展				第63章	収入格差の縮小			
			第27章	国家ビッグデータ戦略の実施				第64章	社会保障制度の改革と改善			
インフラ整備	第7編	現代インフラネットワークの構築	第28章	情報安全の強化	文化 文明	第16編	社会主義精神文明建設の強化	第65章	人口高齢化への対応			
			第29章	現代総合交通体系の改善				第66章	女性、未成年者及び身体不自由者基本権益の保障			
			第30章	現代エネルギー体系の建設				第67章	国民の文明・素養の向上			
都市化	第8編	新型都市化の推進	第31章	水質安全の強化	社会 管理	第17編	社会統制の革新と強化	第68章	文化と文化サービス供給の充実			
			第32章	農村転出人口の市民化の加速				第69章	文化の対外開放の拡大			
			第33章	都市化配置と形式の最適化				第70章	社会統制能力の向上			
			第34章	調和、住みやすい都市の建設				第71章	社会信用体系の健全化			
			第35章	住宅供給体系の健全化				第72章	公共安全体系の健全化			
地域発展	第9編	地域の協調的な発展の推進	第36章	都市と農村の協調的発展の推進	民主 法制	第18編	社会主義民主と法制建設の強化	第73章	国家安全体系の確立			
			第37章	地域発展全体計画の徹底的実施				第74章	社会主義民主政治の発展			
			第38章	京津冀一体化発展の推進				第75章	「法制中国」建設の推進			
			第39章	長江経済帯発展の推進				第76章	共産党の風貌、廉潔政治と腐敗撲滅の強化			
			第40章	特別地域の発展の扶助				国防	第19編	経済発展と国防建設の統合計画	第77章	国防と軍隊建設の推進
第41章	海洋経済発展余地の拡大	第78章	軍需と民用、軍隊と国民の融合の推進									
								第79章	共産党の核心的リーダーシップ役割の発揮			
								第80章	計画実行力の形成			

出所：「第13次5カ年計画」に基づき、BTMUC中国調査室作成

「計画」は第1編で、向こう5年間の経済や社会発展環境、指導方針、発展目標、発展理念および政策運営基調を明確に打ち出した。第2編から第19編まで、74章の内容を設け、革新、改革、農業、産業構造調整、都市化、インフラ建設、環境保全、文化、社会管理、国防などの分野に関する具体的な取り組み計画を示した。この中では、革新と改革をもっとも重要な課題として位置づけており、1953年の「5ヵ年計画」の編成が始まって以降、初めて総論に次ぐ第2編で「革新駆動の発展戦略の実施」が取り上げられた。第3編には「発展新体制の構築」が続き、7章を用いて改革に関する内容を幅広く網羅しており、改革と革新が「第13次5ヵ年計画」実施の鍵であるともいえる。

「第12次5ヵ年計画」と比べ、「インターネット経済の発展余地の拡大」(第6編)、「現代インフラネットワークの構築」(第7編)および「貧困層解消への注力」(第13編)の三編が新たに加えられた。また、「国民全体の教育と健康の向上」に関する部分を独立させ、第14編とした。第10編の「エコ環境整備の加速」では、7章を設けて政府が環境保全にむけて全面的に取り組む姿勢を示した。このほか、今後5年間に実施が予定される10分野(①科学技術、②農業水利、③環境保護、④設備製造、⑤都市農村発展、⑥交通、⑦エネルギー、⑧文化・教育、⑨人材、⑩医療・衛生領域)の100大プロジェクトを明らかにした。本稿では、「計画」の内容要旨を簡単に纏めた。

I. 主要指標

1. 主要指標

第1編は5章があり、2016~2020年の計画期間をめぐる発展環境、指導方針、発展目標、発展理念および政策基調の基本方針を明らかにした。第3章で、(1)「経済発展」、(2)「創新駆動(イノベーション)」、(3)「民生福祉」、(4)「資源環境」の4分野で具体的な指標が設けられた(図表2)。

- (1) 「経済発展」について、2020年までの年平均のGDP成長率を6.5%以上に設定、GDPおよび1人当たりの所得を2010年比倍増とし、これらが「小康社会(ややゆとりのある社会)」を実現するための最低ラインとなる。GDP規模は2015年の67.7兆元から2020年には92.7兆元に拡大される見通しである。
 - ✓ 新たな指標として「労働生産性」を導入し、労働力の「質」や設備、管理能力の向上で労働生産性を高め、5年間の一人当たり労働生産性の年平均伸び率を6.6%以上とし、GDPの年平均成長率目標の6.5%に沿った数値となっており、労働生産性の向上で経済成長のポテンシャルを拡大する。その背景には近年、労働生産性の伸び率が賃金上昇率に追いつかず、企業の競争力低下と経済成長の鈍化の要因になっており、これを是正する狙いがあると考えられる。
 - ✓ 都市化率については、2020年に戸籍人口ベースで45%(2015年時点で39.9%)に到達するという新たな目標を掲げ、農民工(農村出身の労働者)に都市戸籍を与えて市民化を促し、「新型都市化」を目指す。2015年末時点の総人口数13.7億人で計算すると、向こう5年間で都市の戸籍人口が7,011万人増加することとなり、就業、消費、都市インフラ建設および公共サービスに大きな影響を与えると予想される。
 - ✓ サービス業付加価値の対GDP比に関しては、2015年の50.5%から2020年までに56.0%に高め、サービス業の年平均伸び率は5.5%と「第12次5ヵ年計画」期間の年平均伸び率を1.5%ポイント上回る。サービス業による雇用創出が大きいことから、「第13次5ヵ年計画」期間の雇用目標は5,000万人と同500万人増加する。
- (2) 「革新駆動(イノベーション)」について、2020年までにR&D支出の対GDP比率を2015年の2.1%から2.5%に、科学技術の経済への寄与率を同55.3%から60.0%に引き上げ、1万人あたり特許保有件数を同6.3件から12件にほぼ倍増するなど、R&Dへの資金投入の強化、研究成果の実用化を進める方針を示した。このほか、初めてインターネットの普及率が盛り込

まれ、2020年までに家庭用固定回線ブロードバンド普及率を2015年の40%から70%に、モバイルブロードバンドの普及率を同57%から85%に大幅に引き上げる目標を打ち出した。

図表2 「第13次5カ年計画」期間中(2016-2020年)の経済・社会発展主要指標

指標	2015	2020	年率 (%)	属性	
	実績	目標値			
経済発展					
1 国内総生産(兆元)	67.7	92.7	≥6.5	予期性	
2 労働生産性(就業者一人あたりGDP)(万元)	8.7	≥12	≥6.6	予期性	
3 サービス業増加値の対GDP比(%)	50.5	56	[5.5]	予期性	
4	都市化率(%)常住人口	56.1	60	[3.9]	予期性
	都市化率(%)戸籍人口	39.9	45	—	予期性
イノベーション駆動					
5 R&D支出の対GDP比率(%)	2.1	2.5	[0.4]	予期性	
6 1万人当たり特許保有量(件)	6.3	12	[5.7]	予期性	
7 科学技術進歩の貢献率(%)	55.3	60	[4.7]	予期性	
8	ブロードバンド普及率(%)家庭用固定回線	40	70	[30]	予期性
	ブロードバンド普及率(%)モバイル	57	85	[28]	予期性
民生福祉					
9 住民一人当たりの可処分所得伸び率(%)	—	—	≥6.5	予期性	
10 生産年齢人口平均教育年限(年)	10.23	10.8	[0.57]	拘束性	
11 都市部就業新規増加人数(万人)	—	—	[≥5,000]	予期性	
12 農村部貧困人口貧困脱出(万人)	—	—	[5,575]	拘束性	
13 基本養老保険参加率(%)	82	90	[8]	予期性	
14 都市部バラック区住宅改造(万軒)	—	—	[2,000]	拘束性	
15 1人当たり平均寿命(歳)	—	—	[1歳増]	予期性	
資源環境					
16 耕地保有面積(億ムー)	18.65	18.65	[0]	拘束性	
17 新增建設用地規模(万ムー)	—	—	[≤3,256]	拘束性	
18 GDP単位当たり水使用量の低減率(%)	—	—	[23]	拘束性	
19 GDP単位エネルギー消費量低減率(%)	—	—	[15]	拘束性	
20 非化石エネルギーの対一次エネルギー消費比率(%)	12	15	[3]	拘束性	
21 GDP単位二酸化炭素排出量低減率(%)	—	—	[18]	拘束性	
22 森林 発展	森林被覆率(%)	21.66	23.04	[1.38]	拘束性
	森林貯蓄量(億m ³)	151	165	[14]	拘束性
23 大気 の質	地区レベル以上の都市における空気の質優良日の比率(%)	76.7	≥80	—	拘束性
	PM2.5基準・未達成の地級市以上の都市における濃度低減	—	—	[18]	拘束性
24 地表 水質	Ⅲ類基準に到達しないしより望ましい状態の水体系の比率(%)	66	≥70	—	拘束性
	劣Ⅴ類の水体系の比率(%)	9.7	≤5	—	拘束性
25 主要 汚染 物排 出量 低減 率(%)	化学的酸素要求量(COD)	—	—	[10]	拘束性
	アンモニア窒素	—	—	[10]	拘束性
	二酸化硫黄	—	—	[15]	拘束性
	窒素酸化物	—	—	[15]	拘束性

(注)1. GDP、労働生産性の伸び率は可比価格、絶対数は2015年の不変価格で計算 2. []は5年間の累計変動
(出所)「第13次5カ年計画」に基づき、中国ビジネスソリューション室情報ユニットが作成

- (3) 民生福祉について、「第12次5ヵ年計画」では「人民生活」としていたが、「第13次5ヵ年計画」では「民生福祉」に名称を変更し、平均所得の増加だけでなく、国民生活の質や幸福度を重視し、経済成長の成果を国民が広く享受できるようにする姿勢を表した。また、「第12次5ヵ年計画」と比べ、農村貧困層の解消、基本養老保険の加入率、都市のバラック改造などの指標を新たに掲げた。1人当たり可処分所得は2020年までに6.5%以上拡大させ、国民の平均寿命を1歳延ばし、農村部の貧困人口5,575万人を貧困から脱却させる。一方で、人口政策の変更に伴い、「第12次5ヵ年計画」に盛り込まれた人口抑制目標を削除した。今年より全国で「二人っ子政策」を実施し、向こう5年間は総人口の増加傾向が続く見込みである。
- (4) 資源環境について、新たに空気優良日数比率、微小粒子状物質「PM2.5」濃度の低下率を加えたほか、二酸化硫黄(SO₂)や窒素酸化物(NO_x)など主要汚染物質の削減、一次エネルギー消費量に占める非化石エネルギーの比率などが引き上げられ、資源環境の保全を一段と強化する方針を示した。

2. 発展理念

第4章で、「第13次5ヵ年計画」における目標の達成、発展難題の克服、発展優位性を強固にするためには、創新(イノベーション)、協調、緑色(グリーン発展)、開放、共享(共に享受)など、昨年開催された共産党の第18期総会第5回会議において提出されたこれらの発展理念を貫徹しなければならないことを改めて強調した(図表3)。

図表3 「第13次5ヵ年計画」目標の達成に必要とされた5つの発展の理念

創新	協調	緑色(グリーン発展)	開放	共享
創新(イノベーション)を国家発展の核心に	協調の取れた発展は持続可能な発展の内在的要求	グリーン発展は持続可能な発展の必要条件、幸せな生活の体現	開放は国家繁栄の必ず通る道	共享は社会主義の要求
理論革新	都市と農村の協調発展	資源節約と環境保全を堅持	ウィンウィンの開放戦略を堅持	発展成果を全国民が享受
制度革新	経済と社会事業の協調発展	環境友好型、資源節約型社会の建設	対外開放と海外進出の並立	国民の団結の強化
科学技術革新	新型工業化、情報化、都市化と農業現代化の協調発展	美しい中国の建設	輸出入の均衡	共に富裕へのみちを歩む
文化革新など	経済実力の増強とソフトパワーの強化		世界経済統制への参与	
革新を全社会で活発化	全体の発展を強化へ		より高いレベルでの開放を実現	

(出所)「第13次5ヵ年計画」に基づき、BTMUC中国調査室作成

3. 基本方針

第5章では今後の経済運営の基本方針として、総需要を適切に拡大すると同時に「供給側の構造改革」を断行することを改めて強調した。過剰生産能力の削減、在庫の解消、デレバレッジ、コストダウン、脆弱分野の強化などを進め、供給体系の質と効率を向上し、投資効率を高め、実体経済の基盤を強める。

II. 取り組み計画

「第13次5ヵ年計画」で示された取り組みについて、製造業振興、戦略新興産業の発展、地域の一体化、都市化などの一部の内容は「中国製造2025」（発表：2015年5月、以下同）、「国务院の戦略新興産業の育成と発展の加速に関する決定」（2010年9月）、「京津冀協同発展計画要綱」（2015年11月）、「国家新型都市化計画」などの既存計画や指導意見の基本方針を踏襲する構えとなっている。以下は主な取り組み課題について簡単に説明する。

1. 革新駆動（イノベーション）の発展戦略の実施

革新について、「新常态」下におかれている中国経済において資源、エネルギー、労働力の大量投入による発展パターンは既に持続できなくなっており、産業構造調整を推進し、持続可能な経済成長を保っていくには、科学技術革新が不可欠となっている。「計画」の第2編は「革新駆動の発展戦略の実施」を掲げ、科学技術革新の経済に対する牽引力を強化することを明らかにし、技術革新について企業の主体的地位と主導的役割の発揮を強め、産学研（企業、大学、研究機関）の提携強化を通じ、R&D成果の商業化を加速すること、知的財産権に関する改革を速め、知的財産権の司法保護を強化する方向性を明確にした。革新に対するインセンティブ制度の改善により、大衆革新、万人起業の促進につなげていくことや、人材優先発展戦略を実施し、北京や上海を国際的影響力のある革新センターとして育成することなどを示したほか（図表4）、重点分野における基礎研究、共通性のある重要分野での研究をサポートすることを明らかにした（詳細は[参考資料](#)コラム3をご参照）。

図表4 「第13次5ヵ年計画」第2編の内容要旨

編	章	具体的な取り組み内容
第2編 革新駆動の発展戦略の実施	第6章 科学技術による牽引力の強化	(1) 戦略先端技術分野での突破の推進 (2) イノベーションの組織体制の最適化 (3) イノベーションを競う能力の向上 (4) 地域的イノベーションセンターの建設
	第7章 大衆革新、万人起業の更なる推進	(1) 起業や革新に関するプラットフォームの構築 (2) クラウドイノベーション等の全面的な推進
	第8章 イノベーション促進のインセンティブ体制の構築	(1) 科学技術管理体制改革の深化 (2) 科学技術研究開発成果の商業化および利益配分制度の改善 (3) 普惠性のイノベーション支援体制の構築
	第9章 人材優先戦略の実施	(1) 大規模な人材育成の実施 (2) 人材配置の最適化 (3) 人材発展に有利な環境の創出
	第10章 新たな発展動力の開拓	(1) 消費の高度化の促進 (2) 有効投資の拡大 (3) 新たな輸出優位性の掘り起こし

（出所）「第13次5ヵ年計画」に基づき、BTMUC中国調査室作成

2. 改革の展開

改革は「第13次5ヵ年計画」期間における喫緊の課題である。第3編の「発展新体制の構築」で、改革の内容が7章にも及んでおり、重点分野における改革のブレークスルーを実現し、中国経済の持続的な安定成長を図る意図が鮮明となっている。「計画」では国有企業、財産権制度、市場体系、行政管理、租税と財政、金融体制、マクロコントロール等の七分野における改革内容を網羅しており、「第12次5ヵ年計画」に比べ、「現代財産権制度の確立」および「マクロコントロールの刷新と改善」の内容を新たに追加したほか、「現代市場体系の健全化」についても、内容を充実した（図表5）。

図表5 「第13次5カ年計画」第3編の内容要旨

編	章	具体的な取り組み内容
第3編 发展新体制の 構築	第11章 基本経済制度の堅持と改善	(1) 国有企業の改革に注力 (2) 各種国有資産管理体制の改善 (3) 混合所有制の穏当な推進 (4) 非公有制経済の発展の支援
	第12章 現代財産権制度の確立	
	第13章 現代市場体系の健全化	(1) 要素市場体系の健全化 (2) 価格形成メカニズム改革の推進 (3) 公平競争の保護
	第14章 行政管理体制改革の深化	(1) 行政許認可権限の削減推進 (2) 政府の監督管理効率向上 (3) 政府サービスの改善
	第15章 租税、財政体制の改革の加速	(1) 合理的、秩序のある財力構造の確立 (2) 全面、規範化、公開透明な予算制度の構築 (3) 租税、行政費用徴収制度の改善 (4) 持続可能な財政収支体制の健全化
	第16章 金融体制改革の加速	(1) 金融体系の充実化 (2) 金融市場体系の健全化 (3) 金融監督管理体制の改革
	第17章 マクロコントロールの刷新と改善	(1) 計画戦略の指導機能の強化 (2) マクロコントロール方式の改善と政策手段の充実 (3) 政策制定と決定のメカニズムの健全化 (4) 投融资制度改革の深化

(出所) 「第13次5カ年計画」に基づき、BTMUC中国調査室作成

(1) 「現代財産権制度の確立」

「第13次5カ年計画」期間に国有企業改革および土地、資源、エネルギーなど各種生産のための投入品の価格改革深化が進められる。これらの分野の改革に当たり、現代的な財産権制度の確立を欠いてはならない。具体的な内容として、①取引規則、取引手順、取引結果などの透明性のある国有財産権取引制度の確立。②農村集団所有財産の財産権を明確化し、農民請負土地、宅地、農民住宅および集団建設用地の財産権の確定を実施。③農村集団所有資産の取引を規範化し、農村集団所有資産の売却決定手順を健全化。④不動産統一登録制度の徹底的な実行。⑤厳格な知的財産権保護制度を実施し、革新に有利な知的財産権帰属制度を改善し、知的財産権取引とサービス提供のプラットフォームを構築すること。⑥自然資源や鉱山などの所有権の明確化、公平な収益分配を行い、排出権などの環境保全権益取引制度を確立することなどが盛り込まれている。これらの制度構築により、国有企業の改革、農民権益の保護、都市化および戸籍制度改革、不動産税の実施、技術革新の促進などに寄与することが期待されている。

(2) 現代市場体系の構築

土地市場関連の改革が多く盛り込まれている。都市と農村統一の建設用地市場建設の加速、農村集団所有経営用地と国有建設用地の一本化、集団所有土地収用制度の健全化、農村宅地の融資担保、売買、放棄等の試行、工業用地の市場化配置などを引き続き進めることを強調した。土地制度の改革は農業の大規模経営、農民収入の増加、地方の財政運営など、多くの分野の改革に関わっており、土地制度における踏み込んだ改革がなければ、ほかの分野での改革の推進にも影響を及ぼすこととなるだろう。

(3) 価格改革

主に政府による価格干渉を減らし、競争分野における商品およびサービスの価格規制を全面的に撤廃し、電力、石油、天然ガス、交通運輸、通信などに関しても、競争性があれば価格規制を緩和する。医療サービス価格を改善し、生活向け水道水と天然ガスに関する段階的料金を全面的に展開する。

(4) 租税、財政制度の改革

中央と地方財政の財力や責任の配分について、適度に中央の支出責任を増やすことを明言した。予算制度に関して、政府性基金予算と国有資本経営予算を一般公共予算に組み入れる方向で改革し、また、政府資産報告制度を確立し、政府債務管理制度の改革を深化することを強調した。租税改革において、資源税の従価徴収改革を引き続き推進し、対象範囲を拡大し、環境保全税を徴収することを明確化した。一方、不動産税については、不動産税の立法を進めていくということにとどまった。

(5) 金融体制の改革

資本市場の建設をより重視する方針を改めて強調した。IPO (株式発行) の登録制を実施し、上場撤廃制度などを健全化するほか、債券発行の登録制および債券市場インフラ建設を改善し、企業債、社債、短期融資債など債券市場の統一を加速することを示した。金利や為替については、引き続き市場による金利や為替相場の形成メカニズムの健全化に注力することを強調し、現代の金融市場に相応するように金融監督管理体制を改革することを明確にした。

(6) マクロコントロールの刷新や改善

政策基調を安定化し、市場との交流を改善し、政策の予測可能性や透明性を高めることを示唆した。経済減速を背景に、経済成長の安定化、構造調整、リスク防止、民生福祉の保障など、複数の目標達成に配慮することが求められているなか、マクロコントロールに対する要求が高まっている。また、為替市場や株式市場などの市場変動を控え、市場との交流や対話を通じ、政策意図を伝え、市場予想の誘導、市場ムードを安定化することも重要となっており、マクロコントロールに当たり、きめ細かな対応が必要となっている。

3. 産業高度化の青写真

2000 年以降、中国において工業化が急速に進み、経済の高度成長を支えてきたが、足元、内外の経済減速に伴い、鉄鋼、石炭などの在来産業の設備過剰の深刻化に、労働力コストの上昇、環境破壊、資源エネルギーの制約などが加わり、産業構造の調整が重要な課題となっている。中国の産業構造調整が直面する問題を踏まえ、「計画」の第 5 編は、「中国製造 2025」の基本方針を踏襲し、基礎工業、新型製造業、戦略新興産業の発展に注力し、製造業の高度化を図ることを強調したうえで、現代サービス業およびインターネット産業体系の発展促進など、産業の構造調整の青写真を示し、中国経済の持続可能な安定成長の基盤強化を目指そうとしている。

- (1) 基礎工業について、発展のボトルネック打破を目指す。「計画」では、基礎工業分野で基盤強化プロジェクトを実施し、重要基礎材料、核心基礎部品、先進基礎製造工程、基礎の産業技術を強固にすることを強調した。「中国製造 2025」によれば、2020 年までに核心基礎部品と重要基礎材料の国産化率を 40%にし、2025 年までに 70%にまで高めることを目指す。
- (2) 新型製造業においてブレークスルーが期待される。新型製造業とは、科学技術の革新により、資源やエネルギー消費の削減、環境汚染の減少、生産性向上、競争力の強化、持続可能な発展を実現する製造業を指す。「計画」では、新型製造業の発展を加速することを強調したうえで、特に「智能製造 (スマート製造)」について「智能製造」における重要設備の製造、「智能製造基準」、工業電子設備の製造、サポートするソフトウェアの開発を強化し、「智能製造モデル」を広げ、「智能製造産業連盟」の設立を奨励するなど、具体的な取り組みに言及した。また、グリーン製造体系の構築加速も強調し、「中国製造 2025」によれば、2020 年までに主要業種の汚染物質排出は 2015 年末比 20%減少させ、電力、鉄鋼、建材、化学工業などにおける二酸化炭素の排出を有効に抑制するようにする (詳細は[参考資料](#)コラム 7 をご参照)。
- (3) 戦略新興産業について、発展の目標を明確にした。戦略新興産業の発展は産業構造調整の鍵であり、次世代情報技術、新エネ車、バイオ技術、グリーン低炭素、ハイレベル設備と材料、デジタルエクイティなどの新興産業の発展をサポートし、先端半導体、ロボット、次世代宇宙設備、スマート交通、省エネ環境保全、VR (仮想現実) などフロンティア分野における技術革新と実用化を促進する方針を示した。「計画」では、2020 年までに戦略新興産業の付加価値ベース生産高の対 GDP 比率を 15%に引き上げる目標を明確に打ち出し、新技術、新商

- 品、新業態、新モデルの発展に有利な市場進出基準、監督管理規則および業界基準を構築し、新興産業発展ファンドを設立し、新興産業発展環境の健全化を図ることを示唆した（情報化重要プロジェクトは[参考資料](#)コラム9をご参照）。
- (4) 現代サービス業は、今後の経済発展の主な動力源として期待されている。現代サービス業とは、現代科学技術、特にインターネット情報技術を生かして構築された新商業業態、サービス方式および管理方法をベースにしたサービス業を指しており、インターネット技術の発展に伴って進展する新興サービス業を含めば、伝統的なサービス業に対する現代化の技術を生かした改造やレベルアップも含める。「計画」では、工業設計、工程コンサルタント、現代保険、信用格付け、現代物流、金融、会計、法律などの生産性サービス業について、専門化やバリューチェーンの高い段階への伸長を目指す。一方、教育トレーニング、健康介護、文化娯楽、観光、スポーツなどの生活性サービスに関しては、サービスの質の向上に力を入れるなど、現代サービス業の発展の方向性を示唆した。また、サービス業を大いに発展させるため、サービス業に対する規制緩和を進め、電力、民用航空、鉄道、石油、天然ガス、郵政、市政公共サービスなどにおける競争性業務の規制緩和を速め、金融、教育、医療、文化、インターネット、商業貿易、物流などの分野で民間資本への開放を拡大する。2015年に、中国のGDPに占めるサービス業の比率は50.5%と製造業を抜いた。今後、サービス業の規制緩和の進展に伴い、サービス業の経済に対する牽引力は一段と高まると予想される。
- (5) 経済発展パターンの転換にあたり、インターネットなどの「新経済」に期待を寄せる。インターネット関連セクターの急速な発展やインターネット経済の拡大などを踏まえて、「計画」の第6編では「インターネット経済の発展余地の拡大」を新たに設けた（図表6）。「計画」によれば、インターネット経済はインターネット産業および他業界へのインターネット技術の活用という「インターネット+」が含まれる。インターネット産業について、ここ数年、中国で急速な成長を続け、もっとも活力のある経済セクターとなっており、「アリババ」、「テンセント」、「百度」などの世界大手が誕生した。足元、モバイルインターネットの発展が勢いよく盛り上がり、2017年までの市場規模は6,000億元に上ると見込まれている。なお、現在、これらのインターネット大手が積極的に交通、教育、医療、文化、金融などの伝統業界へ幅広く浸透し、日常生活に大きく影響し、商業業態、企業経営方式の転換、効率の向上などをもたらしているほか、インターネットと工業との融合により、経済構造の調整を促す。かかる背景下、「計画」では、「インターネット+」を通じ、伝統産業の商業業態、サービス方式および管理手段を改善し、伝統産業のレベルアップを図るとともに、インターネット産業のさらなる進展により、新しい業種を創出し、新たな経済成長分野を掘り起こすことを期待する方針を示した。

図表6 「第13次5カ年計画」第6編の内容要旨

編	章	具体的な取り組み内容
第6編 インターネット 経済の発展 余地の拡大	第25章 高効率なインターネットの構築	(1)次世代光ファイバー通信ネットワークの改善 (2)広く分布する先端無線ブロードバンドネットワークの構築 (3)インターネット情報技術研究開発の加速 (4)ブロードバンドネットワークのアクセススピードの引き上げ、利用料金の引き下げの推進
	第26章 現代インターネット産業体系の発展	(1)インターネットに関するインフラの整備 (2)インターネットと他業界の融合促進(インターネット+)
	第27章 国家ビッグデータ戦略の実施	(1)政府データの公開と共有の推進 (2)ビッグデータ産業の健全な発展の促進
	第28章 情報安全の強化	(1)データ資源の安全保護強化 (2)インターネット空間の科学的な管理の実施 (3)重要情報システム安全保障の全面的な実施

(出所) 「第13次5カ年計画」に基づき、BTMUC中国調査室作成

4. 現代インフラネットワークの構築

現代インフラネットワークの整備について、「計画」は中西部の脆弱地域における鉄道、道路、空港などのインフラ建設を引き続き推進するほか、主に高速鉄道、高速道路などの既存インフラ施設のネットワーク化、スマート管理、グリーン建設、輸送サービスの一体化、国外のインフラ施設との連結を重点的に進めていく方針を示した。高速鉄道について総延長を3万キロメートルに延長し、5年間で1万1,000キロを新設し、主要都市の80%以上をカバーする。高速道路の営業距離も新設および改造分を合わせて3万キロに達する。

また、エネルギー構造の最適化、エネルギー備蓄と輸送ネットワークやスマートシステムの構築など現代のエネルギー体系の構築および水質安全の保障強化を強調した。インフラネットワークの整備を通じ、足元の経済成長の安定化と中長期的な経済発展の基盤強化など、「一石二鳥」の効果が得られる（交通建設重要プロジェクトは[参考資料](#)コラム10をご参照）。

5. 環境保全の強化

環境保全について、「計画」は主体機能区の建設、資源の節約利用、環境整備の強化、汚染環境の修復、グリーン環境保全産業の発展、世界気候変動への対応などの内容を示し、資源節約循環利用、環境整備、山水湖川の環境改善に関する重点プロジェクトを公表した。省エネなど各種環境技術の導入でエネルギーの浪費を抑制し、2020年までにエネルギー総消費量を50億トン標準炭以下、水使用量（用水総量）を6,700億立方メートル以下に抑え、単位GDPの建設用地面積を2015年末比20%削減する。同時に汚染物質の排出を厳しく制限し、地級市以上の都市での重度汚染日数を25%、揮発性有機物の排出量を10%とそれぞれ削減する一方で、主要河川、湖の水質の優良率が80%以上、都市と県城（県政府の所在地）における汚水の集中処理率がそれぞれ95%、85%に達するなどの目標を明らかにした（エネルギー発展重要プロジェクトは[参考資料](#)コラム11をご参照）。

中国は2030年をピークに二酸化炭素（CO₂）の排出量を削減する目標を世界に向けて発表しており、向こう5年間は経済成長が「量」から「質」へ本格的に転換する時期でもあり、省エネ環境保全に関する技術、設備、管理経営の需要が大幅に増加し、向こう5年間で環境関連投資のみで17兆元に拡大するなど、進んだ経験と技術を持つ日系企業を含む外資企業にとって商機が拡大する。

6. 国民全体の教育と健康の向上

「計画」の第14編では、「国民全体の教育と健康の向上」を独立した1編として取り上げており、人材育成と国民健康を重視し、国民教育と健康レベルの向上により、労働力の質や生産性を高め、人的資本強国を目指すことを明らかにした。教育について、義務教育段階の就学率が95%以上、高等学校の就学率が90%以上、幼稚園への入園率が85%に達するなどの具体的な目標を掲げたほか、職業教育、大学の革新人材育成能力の向上、教育の公平、教育改革なども引き続き推進する。

国民健康について、「健康中国」の建設を加速し、病気予防を主とする方針を堅持したうえで、医療衛生体制の改革を通じ、国民全体をカバーする医療保障体系を構築するほか、漢方薬の継承と発展、医薬品の安全に関する保障、大衆によるスポーツの展開などを促進する方針を示した。

7. 農村貧困層の解消

中国では農民の一人当たり年間純収入が2010年以降は2,300元以下、2014年以降は2,800元以下を貧困層としており、現在、全国で7,017万人の農村人口がこれに該当する。習近平総書記は「第13次5ヵ年計画」の策定の着目点についての説明で、農村貧困人口の解消が「小康社会」の達成に向けて最も困難となる課題であると述べた一方、的確な貧困脱却対策を講じれば、7,017万人の貧困人口解消目標の達成は可能であるとの見方を示した。

2011年から2014年にかけて、中国における農村貧困人口はそれぞれ4,329万人、2,339万人、1,650万人、1,232万人減少しており、今後も年間1,000万人の貧困人口解消が可能である。具体的にみ

ると、2020年までに、産業扶助で3,000万人、「転移就業¹」により1,000万人、貧困地域からの住居移転で1,000万人など、計5,000万人の貧困層の一掃が図れる。残りの労働能力喪失による貧困人口である2,000万人については、最低生活保障で対応する。

「計画」では、農村貧困層の解消に注力し、貧困層が衣服や食べ物の憂いをなくすほか、基本医療、義務教育、居住安全を保障する方針を示した。

8. 対外開放

「計画」では、外資の投資について積極的に活用する方針を示した。具体的には、外資の進出分野拡大、投資の規制緩和を引き続き推進し、乳幼児教育、建築デザイン、会計審査などの分野への外資進出規制を緩和し、銀行、証券、養老などの分野への進出を拡大し、より公平で、透明、かつ予測可能な投資環境を整える。また、中西部および東北地域への外資の投資誘導、外資の先進製造業、ハイテク技術、省エネ環境保全産業、現代サービス業への投資を引き続き推奨することを明らかにした。

そして、「計画」では、金融業の対外開放および中国金融業の海外進出を拡大し、人民元建て資本勘定の自由交換を秩序的に実現することを明確に打ち出した。グローバル企業の海外での資金運用制限を緩和、海外での貸出比率を引き上げ、企業の外債登記管理制度改革を進めるほか、株式市場、債券市場の対外開放を広げ、海外企業が中国国内での人民元建て債券の発行、投資および取引を拡大すると同時に、中国企業による海外での債券発行規制を緩和することを示した。

III. コメント

2016～2020年の5年間は全面的な「小康社会」の実現に向けた最終ラウンドであり、「第13次5カ年計画」はまさに向こう5年間の中国経済や社会発展の指針となる。2012年の現政権発足以来、改革が強く唱えられており、2013年に開かれた「三中全会」では改革の深化が、昨年からは「供給側の構造改革」が本格的に展開され、改革を断行する決意が示された。過去4年間に、改革推進のための人事調整や政策策定などが進められており、今後は改革措置の徹底、重点分野における改革のブレークスルーにより、市場の活性化や全要素生産性の向上を通じ、中国は「中進国のわな」を乗り越え、経済の持続的な安定成長を実現することが期待される。このように、改革の実現は生産性を一段と向上する巨大なポテンシャルを有するものの、改革の課題はいずれも既得権益層の激しい抵抗で実現が難しい課題であり、向こう5年間でどのように対応していくのか、改革措置の実行可否が肝心となる。

足元、「供給側の構造改革」の推進は中長期的に中国経済の持続可能な成長につながる重要措置である一方、改革の推進に伴い、失業者の増加、景気への下振れ圧力などの痛みを負いかねないことから、改革と経済成長双方に配慮した難しい舵取りを迫られており、その動向を注視することが必要である。

一方で、「第13次5カ年計画」が示したように、向こう5年間に中国経済の構造調整が進展するのに伴い、サービス業、インターネット産業、シルバー産業、環境保全産業、医療、教育などの分野に大きな影響が及び、数多くの商機がもたれることが予想されることから、引き続き注目する価値があるだろう。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部
ソリューションアドバイザーグループ 中国調査チーム 張文芳
中国北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈配楼4階
TEL: +86-10-65908888 (内線) 221 E-mail: zhang_wenfang@cn.mufg.jp

¹ 農村の余剰労働力について、より労働力を必要としている第二次・第三次産業へ就業させることを指す。



「中所得国のわな」克服に挑む中国～貿易構造から見えてくる産業構造高度化の姿

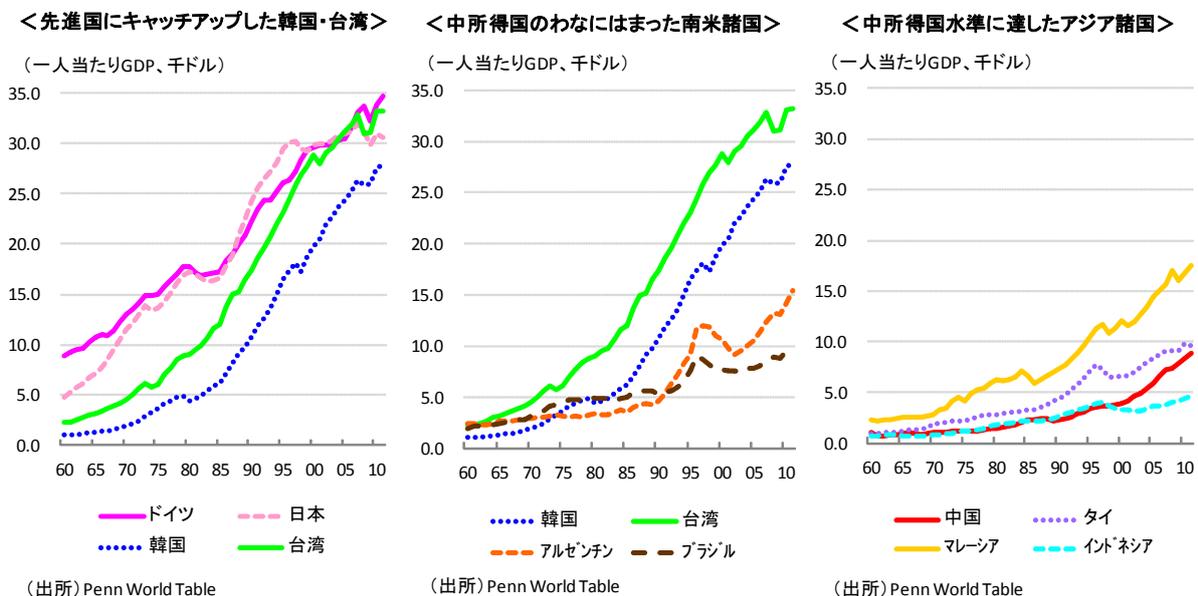
三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員
野田麻里子

1. 「中所得国のわな」克服のため産業構造の高度化を目指す中国

3月5日に開幕した全国人民代表大会（全人代）の冒頭に行われた政府活動報告の中で、李克強首相は今年から始まる第13次5カ年計画の期間を「中所得国のわな」を克服する重要な段階と位置づけ、産業構造の高度化を一段と推進すると述べた。「中所得国のわな」について明確な定義はないが、一般的に低所得国が発展して中所得の水準に達した辺りで、後発国の追い上げを受ける一方で先進国へのキャッチアップが進まず、中所得水準で経済発展が停滞してしまう状況を指すとされる。改革開放から38年近くが過ぎて中国経済も今や中所得国水準に達したとみられる。そして中国が「中所得国のわな」を克服するには産業構造の高度化が鍵を握るとみられる。

そこで本稿では貿易統計をもとに、「中所得国のわな」を克服し、先進国に仲間入りしたと考えられている日本を物差しとして、先進工業国であるドイツ、日本に続いて中所得国から先進国入りした韓国と台湾、他方、中国と同様に「中所得国のわな」克服の課題に直面しているタイ、マレーシア、インドネシアのASEAN 3カ国との比較を通して、中国の産業構造の高度化の現状とそこから見えてくる高度化の道筋について考えてみた（図表1）。

図表1. 一人当たりGDP (PPPベース) の推移



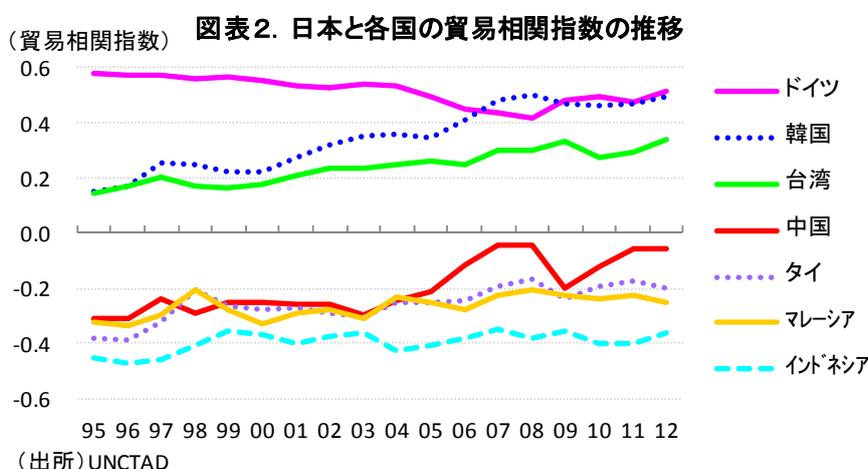
2. 貿易関連指数でみる中国のキャッチアップ度合い

まず、UNCTAD (国連貿易開発会議) が発表している貿易関連指数 (Merchandise trade correlation index: TCI) を使って日本と中国その他の国々との貿易構造の類似性についてみてみた。TCIはある

2つの国について両国の貿易特化係数の相関を取ったものである¹。指数のプラスの値が大きいほど（最大+1）両国の貿易構造が類似していることを示し、逆にマイナスの値（最小-1）は両国の貿易構造の重なりが小さい、すなわち類似性が低いことを示している。

データが発表されている 1995 年から 2012 年について日本と各国との貿易相関指数をプロットしたのが図表 2 である。これをみると、ドイツ、韓国、台湾の指数がプラス領域にあり、日本の貿易構造との類似性が高いことがわかる。また韓国と台湾の指数が上昇傾向にあり、この間、両国の貿易構造が日本の貿易構造に近づいてきたことがわかる。特に韓国でそのテンポが速く、2007 年以降はドイツ並みの類似度となっている。

これに対して、中国並びに ASEAN 3 カ国の相関指数はマイナス領域にあり、日本という物差しでみる限り、これらの諸国は貿易構造に反映された産業構造もまだ中所得国レベルにとどまっていると考えられる。ただし、中国の指数が 2006 年以降、2009 年に一旦落ち込んだものの、ASEAN 3 カ国を引き離して大幅に上昇し、ゼロに近付いていることが注目される。



3. 輸出品目構造の比較が示唆する産業構造高度化の姿

次にもう少し具体的に各国の輸出構造を比較してみた。次頁図表 3 をみると、日本の輸出品目構造は機械・輸送機器が約 7 割のシェアを占めるやや偏った構造であることがわかる。したがって日本を物差しにして産業構造の高度化を測ると、輸出に占める機械・輸送機器のシェアの大きさに結果が左右されることには注意を要すると思われる。前述の通り、中国の日本との貿易相関指数が大

¹ 貿易相関指数は以下の計算式により求める：

$$TCI_{jk} = \frac{\sum_{i=1}^n (TSI_{ji} - \overline{TSI_{ji}})(TSI_{ki} - \overline{TSI_{ki}})}{\sqrt{\sum_{i=1}^n (TSI_{ji} - \overline{TSI_{ji}})^2 (TSI_{ki} - \overline{TSI_{ki}})^2}}$$

TCI_{jk}=j 国と k 国の貿易相関指数

TSI_{ji}=j 国の商品 i についての貿易特化係数

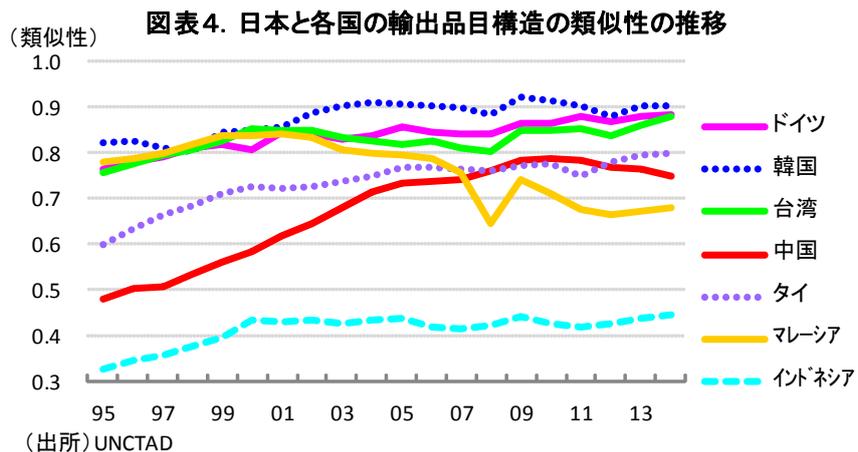
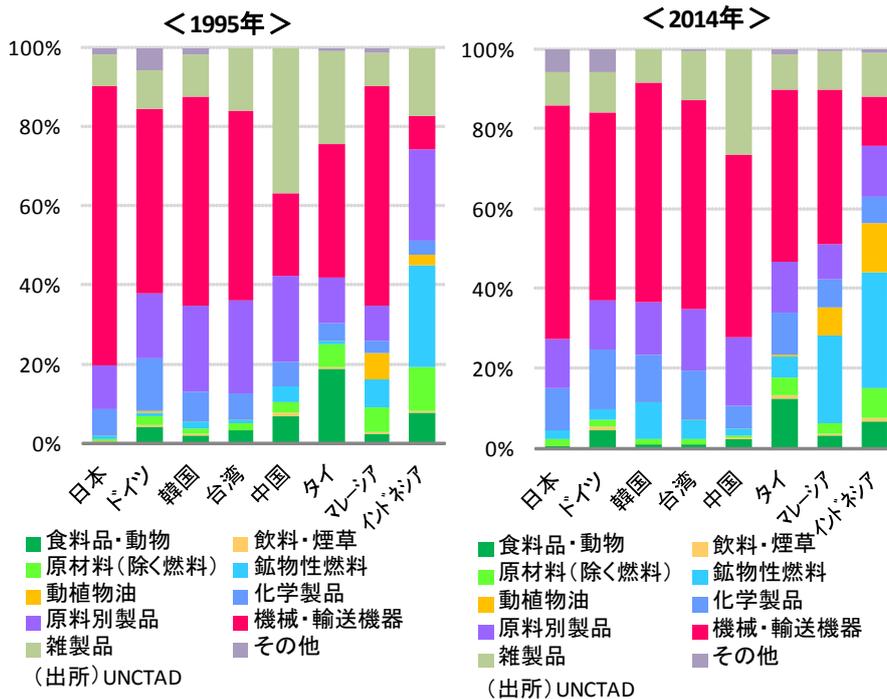
TSI_{ki}=k 国の商品 i についての貿易特化係数

(出所) UNCTAD

幅に上昇したのも、中国の輸出に占める機械・輸送機器のシェアが拡大したためと考えられる。これに対して、マレーシアやインドネシアなど鉱物資源に恵まれた国々は一次産品価格の上昇も相俟って、日本との貿易相関指数は低水準で推移する結果となったと考えられる。

実際、日本とこれら諸国の輸出品目構造の類似性²を計測し、グラフ化してみると、総じて右肩上がりで輸出品目構造の類似性が高まっていることがうかがえる(図表4)。しかし、マレーシアは例外的に類似性が低下し、またインドネシアの類似性は低位にとどまっております、いずれも資源に恵まれており、この間、一次産品価格が上昇していたことが影響していると考えられる。

図表3. 輸出品目構造の比較



² 類似性は以下の計算式により求める：

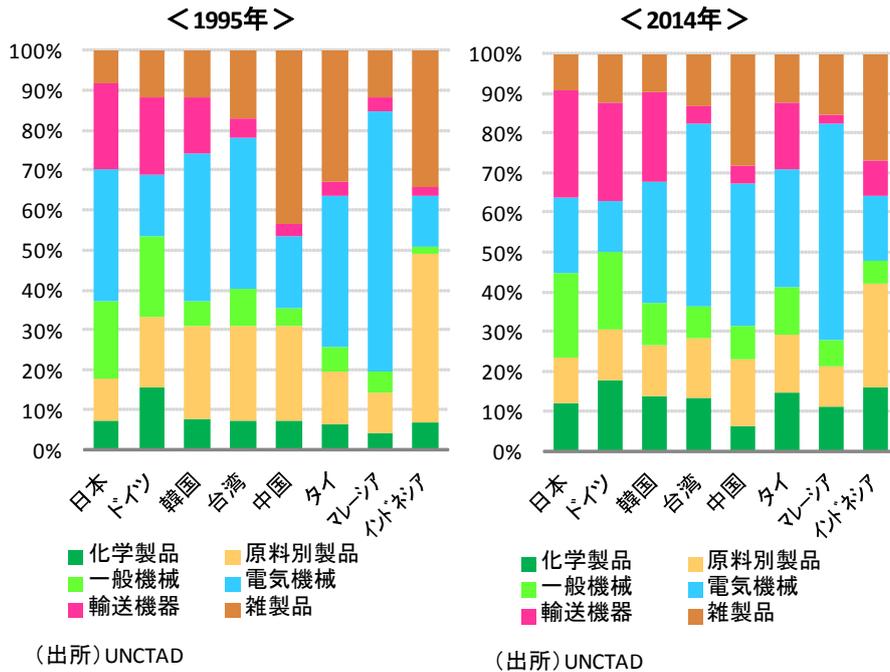
$$\text{類似性} = 1 - \sum (| \text{日本の商品 } i \text{ の構成比} - \text{比較相手国の商品 } i \text{ の構成比} | \div 2)$$

類似性が高いと1に近づき、類似性が低いと0に近づく。

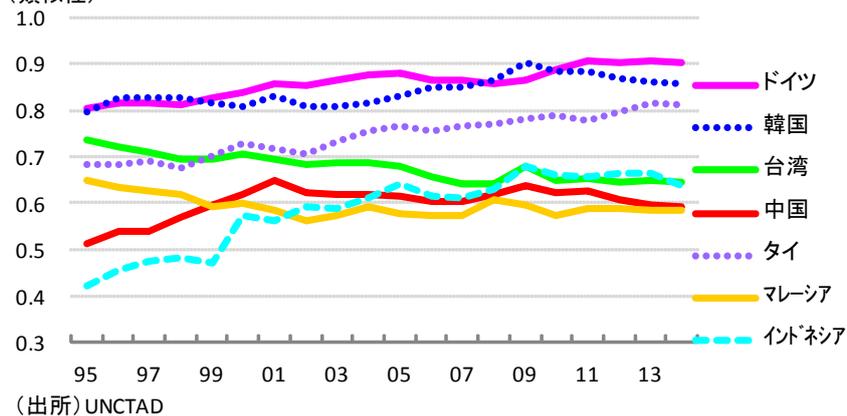
(出所) 内閣府

そこで一次産品を除く製品ベースで輸出品目構造をみると(図表5)、日本の場合、輸送機器と一般機械のシェアが安定している一方、電気機械のシェアが縮小傾向にあることから、日本を物差しとした類似性(図表6)は輸送機器のシェアが相対的に大きいドイツや韓国、タイで高く、電気機械のシェアが拡大している台湾、中国、マレーシアとの類似性は低位にとどまっている。したがって、ここから日本を物差しに中国の産業構造の高度化を推し測ろうとすれば、産業構造の高度化はあまり進んでいないという結論に達してしまう。

図表5. 製品輸出品目構造



図表6. 日本と各国の製品輸出構造の類似性の推移



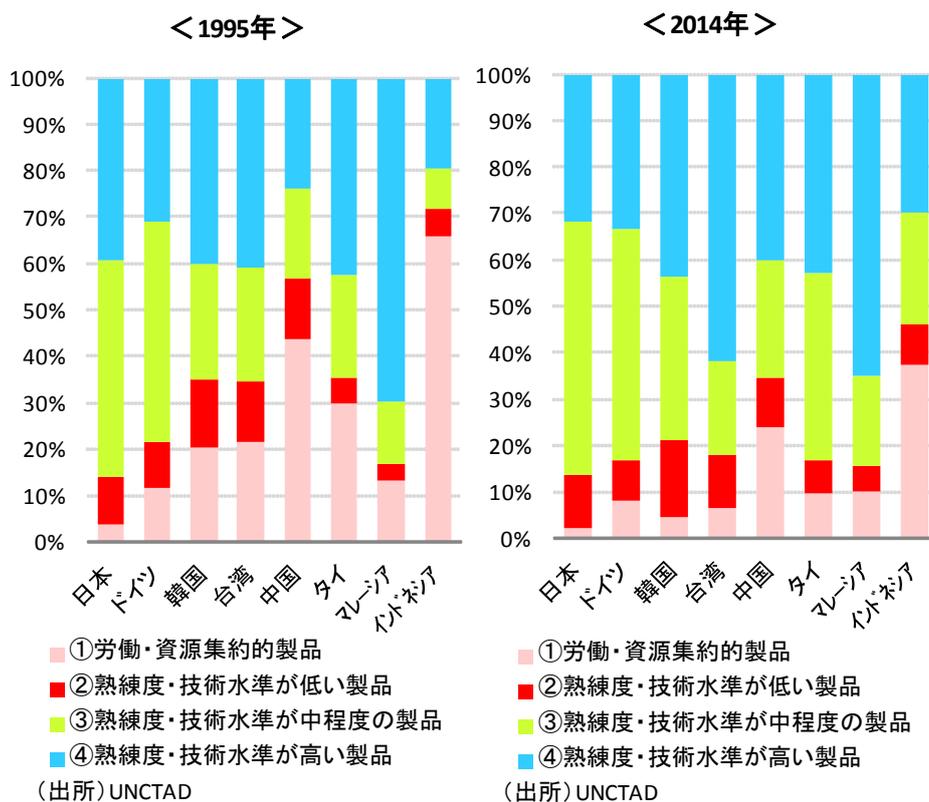
4. 中国における産業構造高度化の道筋

同じことが一次産品を除く製品輸出を技術水準別に分類したデータの分析からもいえる。使用するデータは UNCTAD が輸出製品を一定の基準のもとに、①労働・資源集約的製品(鉱物製品、衣料品など)、②必要な熟練度・技術水準の低い製品(鉄鋼など)、③同水準が中程度の製品(家電、自動車など)、④同水準が高い製品(コンピューター、通信機器など)に分類して集計したものである。このデータを使って各国の製品輸出構造をみると(次頁図表7)、2014年時点では、④のシェ

アが相対的に大きな韓国、台湾、マレーシアの方が日本やドイツよりも産業構造が高度化しているように見える。しかし、これは日本やドイツが強みを持っている輸送機器が③（熟練度・技術水準が中程度の製品）に分類され、韓国や台湾などが強みを持つ電子製品・部品が④（熟練度・技術水準が高い製品）に分類されていることによると考えられる。

技術水準別にみた製品輸出構造で中国について特徴的なことは④（熟練度・技術水準が高い製品）のシェアが高い一方で資源国であるインドネシアに次いで①（労働・資源集約的製品）のシェアが2014年時点でも相対的に高い点である。

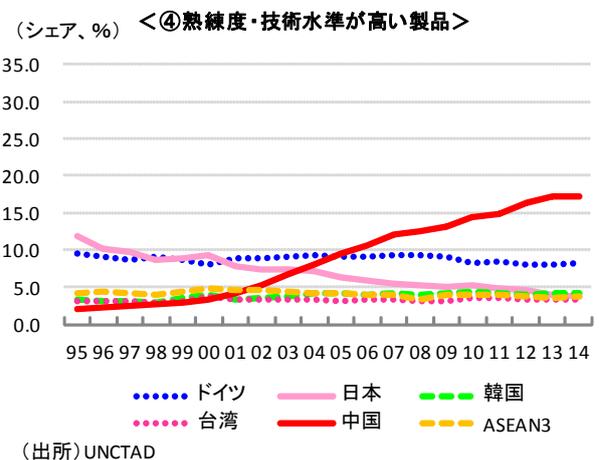
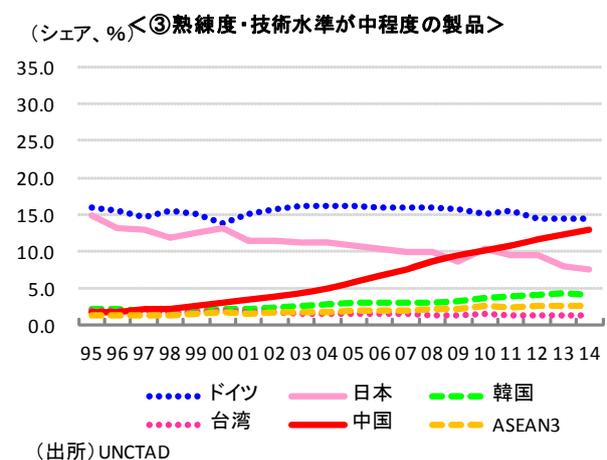
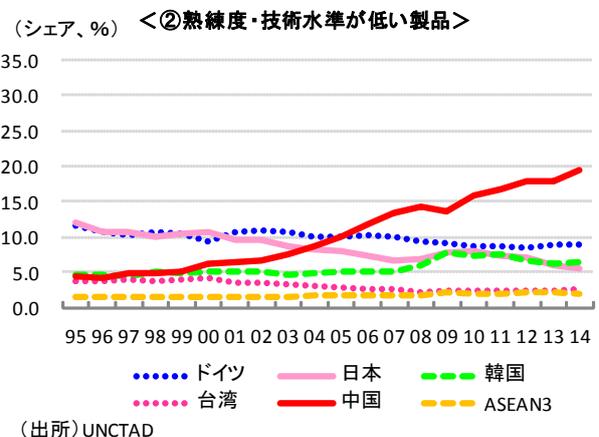
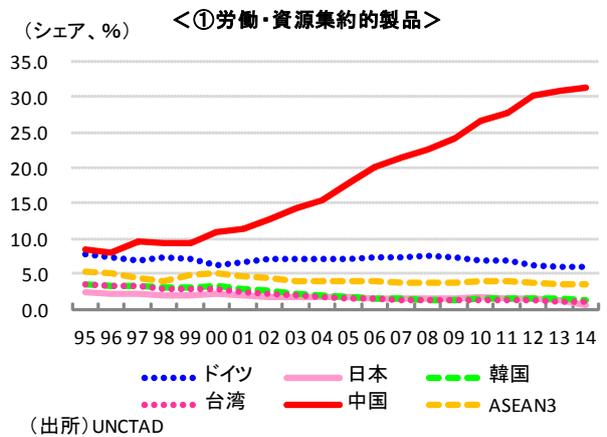
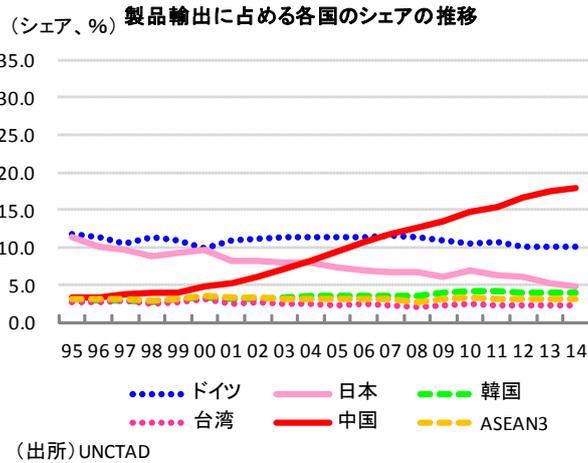
図表7. 技術水準別にみた製品輸出構造



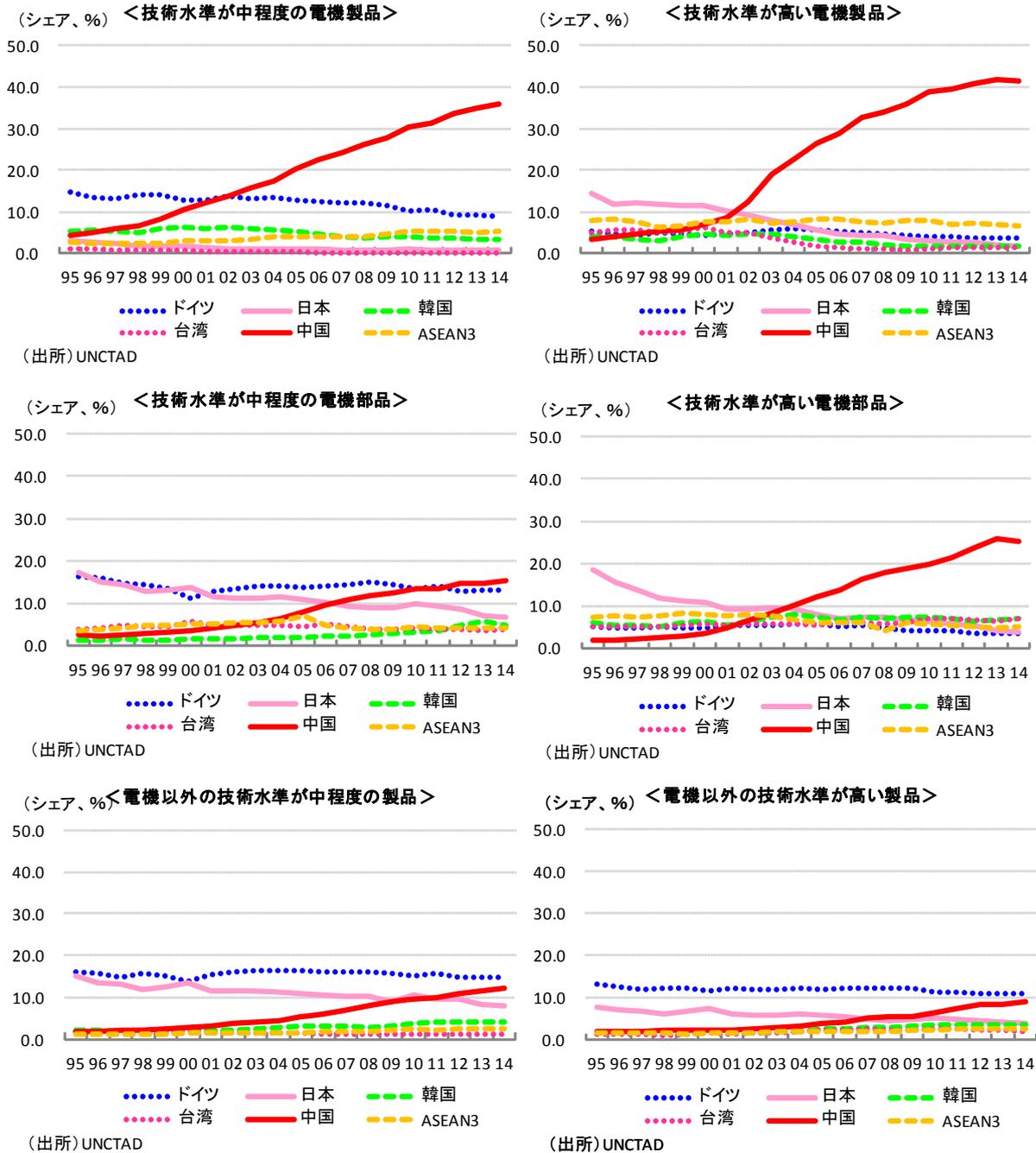
かつて日本はすべての産業を一定水準で抱えているフルセット型の産業構造を持つ国と言われていた。しかし、近隣アジア諸国の工業化の進展に伴い分業関係が構築され、フルセット型の産業構造から得意分野に特化する産業構造に移行していった。こうした観点から中国の製品輸出構造をみると、労働・資源集約的製品から必要な熟練度・技術水準が高い製品まで一定水準でカバーしているという意味においてフルセット型産業構造に近付いているように見える。

実際、世界の製品輸出に占める中国のシェアは2007年にドイツを上回り、2014年時点で17.9%と一大製品輸出国である（次頁図表8）。その上、①労働・資源集約的製品輸出で31.3%、②必要な熟練度・技術水準が低い製品で19.5%、③同水準が中程度の製品で13.0%、④同水準が高い製品で17.2%とどの水準でも総じてシェアが高い。さらに、中国の輸出で大きなシェアを占める電気機械についてみると、必要な熟練度・技術水準が中程度の電機製品で35.9%、同水準が高い電機製品で41.4%、同部品で25.3%と他の国々を圧倒するシェアを占めている（次々頁図表9）。

図表8. 製品輸出に占める各国のシェアの推移



図表9. 電機製品・部品輸出に占める各国のシェアの推移



産業構造の高度化といった場合、一般的には労働集約的な産業から技術集約的な産業に産業のウェイトがシフトすることが想定される。しかし、前掲の図表8の①が示すように労働・資源集約的製品の輸出において中国は圧倒的なシェアを占めており、中国のこの分野における産業の集積がその他国々に比べて格段に進んでいることを示唆しているとみられる。もちろん、今後、一般的な意味において産業構造の高度化が進む中で中国においても労働・資源集約的産業のシェアは相対的に低下しよう。しかし、その絶対的な水準はそれほど大きくは低下せず中国版の産業フルセット化が進む可能性が高いと考える。またフルセット型の産業構造は13億人を養っていくために必要なスタイルという見方もできよう。いずれにせよ、中国は日本や韓国、タイで見られたような産業構

造の高度化ではなく、重層的な産業構造を維持したまま、中所得国のわなを克服していくのではないだろうか。

こうした形で中国が中所得国のわなを克服するとすれば、世界的には供給過剰の状態が続く可能性が高いと考えられる。また中国の後を追って経済発展を進めようとする後発国は発展の余地が余り残されていないという状況に直面することになるのではないだろうか。そして、こうした環境が中国自身にとって新たなわなとなる可能性には注意する必要があるようだ。

(参考文献)

1. 関志雄 (2013) 「進む中国における貿易構造の高度化― 変化する各国との補完・競合関係 ―」、経済産業研究所 中国経済新論：実事求是
2. 中田一良 (2013) 「日本の輸出構造～国際比較を通じた分析から見える日本の強さ～」、三菱UFJリサーチ&コンサルティング、調査レポート
3. 中野貴比呂 (2005) 「米国に代わり中国が最大の貿易相手国に」、内閣府、今週の指標 No.607
4. Feenstra, Robert C., Robert Inklaar and Marcel P. Timmer (2015), "The Next Generation of the Penn World Table" forthcoming American Economic Review, available for download at www.ggdc.net/pwt

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : mariko.noda@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



中国の水ビジネス(後編)

三菱東京UFJ銀行(中国)
企画部 企業調査チーム
調査役 米田 智宏

2月号(121号)より中国における水ビジネスの概要及び動向について考察しているが、後編である本稿では、政策動向と下水処理事業者の顔ぶれ・事業環境について紹介する。

1. 政策動向

(1) 政府の各種政策

中国における水ビジネス関連の政策・法規制の目的は、主に、①水資源の保護、②水質基準の強化、③水ビジネスへの投資促進に大別される(図表1)。

政府は、2006年以降、経済政策に係る最重要計画である「五ヵ年計画」において環境保護目標を設定し、水質汚染対策の推進を強調。加えて、2015年4月公布の「水質汚染防止行動計画(水十条)」では、大河川の水質向上、排水基準を満たさない事業所への罰則厳格化等を規定。

《 図表1：主な水ビジネス関連の法規制 》

時期	内容	主な目的
2006年3月	「第11次五ヵ年計画」	-
2008年1月	「企業所得税法」改正(環境保護プロジェクトへの税制優遇)	投資促進
2008年6月	「水質汚染防止法」改正	水質基準強化
2009年1月	「循環経済促進法」	水質基準強化
2010年4月	「循環型経済の発展を支援するための投融资政策・措置に関する指導意見」	投資促進
2011年3月	「第12次五ヵ年計画」	-
2012年7月	「生活飲料水衛生基準」	水質基準強化
2013年12月	「都市住民生活用水段階式料金制度構築の加速に関する指導意見」	水資源保護
2014年11月	「重点分野の投融资制度の革新による民間投資奨励に関する指導意見」	投資促進
2015年1月	「污水処理費基準の設定と調整に関する通知」	投資促進
2015年4月	「水質汚染防止行動計画(通称「水十条」)」	水資源保護
2015年5月	「公共サービス分野における官民連携(PPP)の推進に関する指導意見」	投資促進
2015年11月	都市の下水処理場における新たな工業排水基準に係る意見聴取開始	水質基準強化

(注) 網掛けしているのは、特に重要と考えられる関連法規・政策。

(資料) 政府ホームページ、各種報道等をもとに BTMUC 企画部作成

2016年から開始する第13次五ヵ年計画においても、環境保護目標が設定され、計画期間中に排水基準の更なる厳格化等が推進される見通し(図表2)。

《 図表2：政府が厳格化を検討している処理後廃水の排水基準 》

(単位:mg/L)

(単位:mg/L)	(新設)特別排出上限	1級A		1級B		2級		(参考)東京都	
		本件後	現行	本件後	現行	本件後	現行	都条例	都内水道局施設設計値
COD(科学的酸素要求量)	30	50	50	60	60	80	100	15	(推定25以下)
BOD(生物学的酸素要求量)	6	10	10	20	20	30	30	15	10~15
SS(浮遊物質)	5	10	10	20	20	30	30	10	10
TN(全窒素)	10	15	15	20	20	25	-	20	19~20
TP(全リン)	0.3	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	3.0	1.0	1.0~3.0

(注) 1. 基準は他にも存在するが、主要な指標のみを記載。全ての指標は数字が小さいほど水質が高い。

2. 網掛けしているのは基準の厳格化が検討されている項目。

3. 特別排出上限は、生態環境が脆弱である等、環境保護の要請が特に強い地域を政府が指定し適用する。

4. 中国・東京都とも施設新設時の基準を掲載。このため都内の既設の一部処理場は基準を満たしていない。

(資料) 環境保護部公開資料、インターネット等をもとに BTMUC 企画部作成

(2) 投資動向

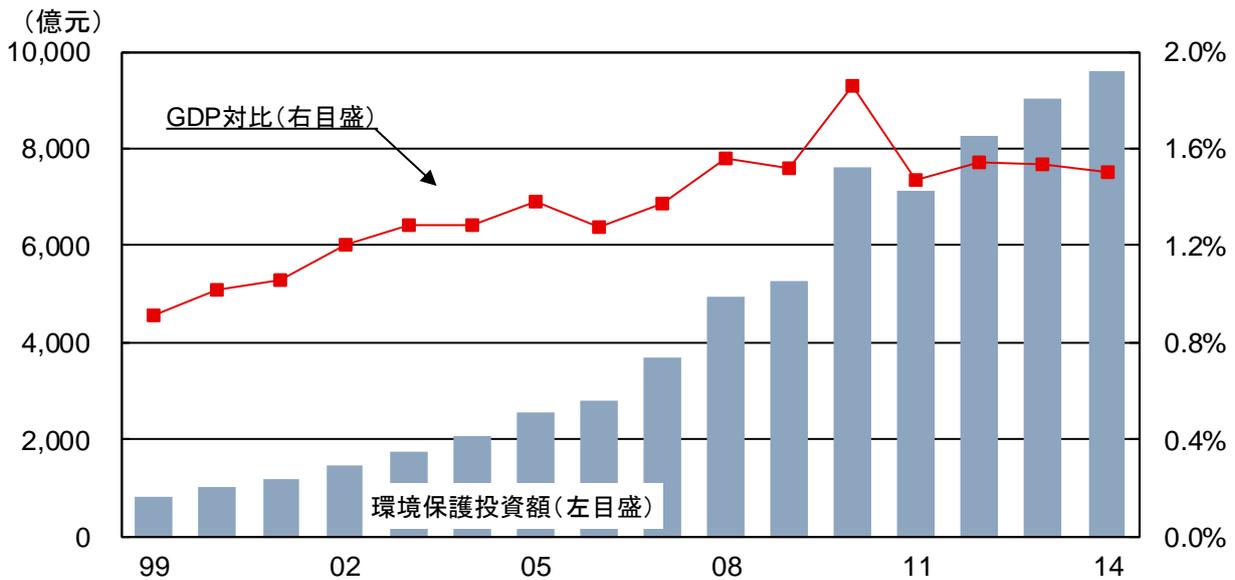
中国の環境保護関連投資額は、急速な工業化に伴う環境汚染が社会問題化して以降、年々増加しており、近年は名目 GDP の 1.5% 程度の投資が行われている (図表 3)。

都市部における上・下水道の投資額も増加基調にある (図表 4)。

政府は環境保護を重要課題に掲げていることから、今後も、前述の「水十条」、「第 13 次五ヵ年計画」を受け、投資額は下水処理関連を中心に増勢を辿る公算が大きい。

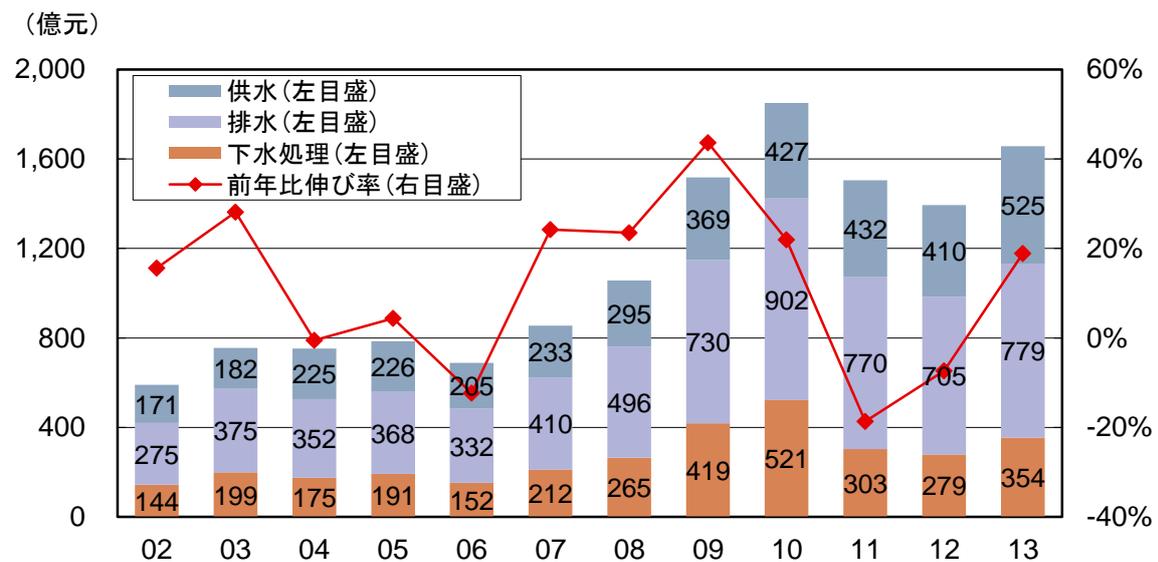
もっとも、上・下水道整備の責を負う地方政府は、近年、経済成長を維持するためのインフラ投資に注力してきたことから、既に多くの債務を抱え財源不足の状態にあり、民間資本活用の必要性が高まっている。

《 図表 3 : 中国の環境保護投資額推移 》



(注) 投資額には大気・土壌汚染、ごみ処理等の対策費も含む。
 (資料) 環境保護省資料等をもとに BTMUC 企画部作成

《 図表 4 : 都市部における上・下水道の投資額 》



(資料) 建設部統計をもとに BTMUC 企画部作成

2. 下水処理事業者の顔ぶれと事業環境

(1) 主な下水処理事業者の顔ぶれ

下水処理事業者の数は約 300 社（上水事業者は約 1,500 社、両者は一部重複）とされ、国有企業と民間企業が並存。

水ビジネスが地方政府の統制下にあることから、下水処理事業者は地方政府傘下の国有企業が多く、民間企業は、国有企業への資本参加、下水処理事業の受託企業設立を通じて当業界に参入してきた。

下水処理事業者の主な顔ぶれをみると、早くから参入した Veolia、Suez 等の海外水メジャーが大手の一角に位置するものの、大宗は国内企業（図表 5）。

事業内容をみると、上水・下水処理双方の水サービス事業を手掛ける企業と、下水処理事業専門の企業が存在。また、地域的には、全国展開する企業と特定地域に特化した企業に大別される。

なお、大都市の水サービス事業においては、既に海外水メジャーや国有企業が高いシェアを有しているため、後発企業は、沿岸部の中規模都市から小規模都市へ、さらに内陸部へと事業エリアを拡大してきた。

《 図表 5：主要下水処理事業者の顔ぶれ 》

企業名		国籍	企業 類型	展開 エリア	下水 処理能力	上水 供給能力	MBR 技術
Beijing Enterprises Water	北控水务	中国	国有	全国	1,018	588	○
Beijing Capital	首创股份	中国	国有	全国	687	902	
SIIC Environment	上海実業	中国	国有	全国	385	85	
Veolia Environment	威力雅	フランス	外資	全国	353	1,063	○
Beijing Drainage	北京排水	中国	国有	北京	339	n.a.	○
Tianjin Capital Environment	天津创业环保	中国	国有	全国	321	24	○
Chengdu Xingrong Environment	成都兴蓉环境	中国	国有	成都	317	240	○
Anhui Guozhen Environment	安徽国祯环保	中国	民間	全国	255	n.a.	○
Shenzhen Water	深圳水务	中国	国有	深セン	245	763	
China Everbright	中国光大	中国	国有	全国	242	n.a.	
Chongqing Water	重庆水务	中国	国有	重慶	204	193	
Sound Global	桑德国际	中国	民間	全国	175	62	○
Wuhan Water	武汉水务	中国	国有	武漢	156	350	
Kangda International	康达水务	中国	民間	全国	146	n.a.	
Suez Environment	苏渝实业发展	フランス	外資	全国	110	466	○
China Water Affairs	中国水务	中国	民間	全国	106	753	
Galaxy NewSpring	凯发新泉水务	星/日	外資	全国	35	40	○

(注) 1. 記載した情報は全て判明限り。

2. 企業類型は合併の場合は筆頭株主の属性から判断。「国有」は地方政府傘下の国有企業。

3. 下水処理/上水供給能力は万 m³/日。公表時期は 2013 年末から 2015 年 3 月までばらつきがある。

4. MBR 法とは「Membrane Bioreactor 法（膜分離活性汚泥法）」のこと。従来の沈殿池法に比して高品質の下水処理が可能となる。ただし、定期的な膜交換の実施・電力消費量の増加に伴い、沈殿池法より処理コストは増嵩する。

(資料) 業界資料、各社ホームページ等をもとに BTMUC 企画部作成

(2) 事業環境

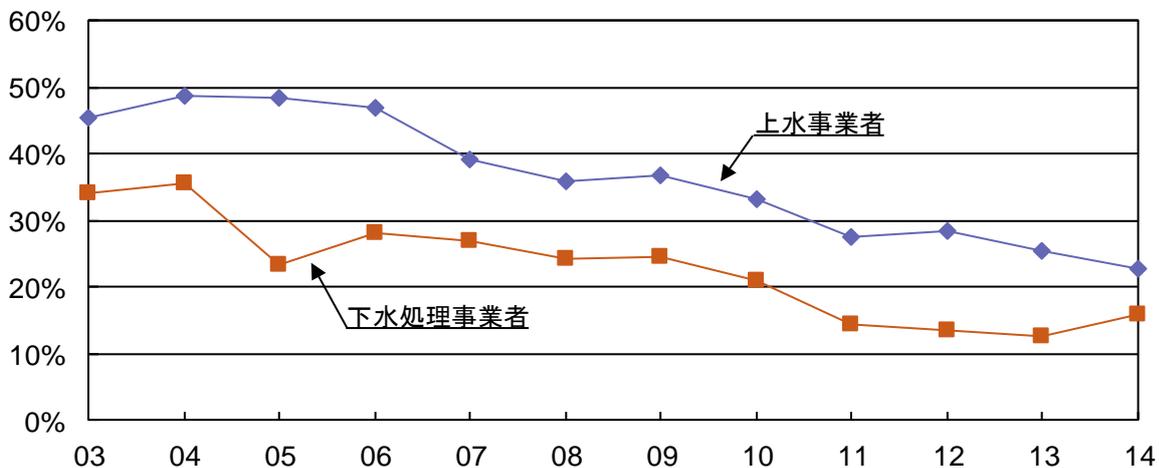
水サービス事業は、20～30年間の長期間に亘り特定エリアの独占的事業権が認められることから、受託後は競争が無いことに加えて、生活インフラ事業であることから安定収入が見込める。

ただし、水サービス事業は公共性が高いことに加え、採算改善意識の希薄な国営企業が手がけてきたことから、もともと赤字企業の比率が高かった。近年では、運営ノウハウの蓄積、設備稼働率の向上により赤字企業の比率は低下基調にあるものの、下水道料金が低く抑えられているなかで排水基準の厳格化に伴う事業コスト増加もみられることから、依然相応の赤字企業が残る状況 (図表 6)。

水道料金は各地で少なくとも数年に1回の頻度で見直しが行われる模様。しかし、エンドユーザーである住民、地場企業に配慮する地方政府は、水道料金の引き上げに及び腰とされており、水道料金の上昇幅は経済成長ペースとの比較でも依然緩やかなものに留まる (図表 7)。

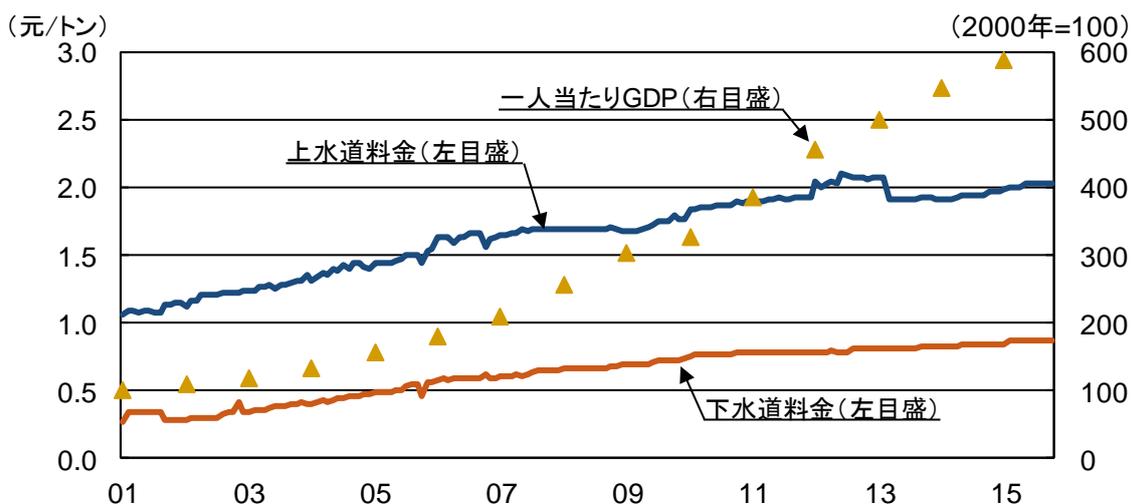
今後、排水基準の更なる厳格化に伴う投資等、各社のコスト負担は更に重くなると予想されるなか、コストマネジメントが拙い企業は、商圏を確保できていても採算が悪化して赤字転落したり、現在の赤字基調から抜け出せない可能性が高い。

《 図表 6：水サービス事業者の赤字企業数比率 》



(資料) 国家統計局資料をもとに BTMUC 企画部作成

《 図表 7：全国平均水道料金の動向 》



(資料) 国家統計局資料をもとに BTMUC 企画部作成

(3) 再編動向

当業界では、地方政府が所管する下水処理場を集約することは不可能に近く、集約の経済合理性も認め難いことから、企業再編を通じたスケールメリットは大きくない。

もっとも、他エリアで下水処理事業を受託する同業他社を買収することにより、地方政府へのアクセシビリティを高め、当該地方政府の新規案件の受託可能性を高めるという戦略には一定の効果が認められよう。

こうしたことから、他エリアの同業他社を積極的に買収する大手事業者も存在（図表 8）。今後についても、事業エリア拡大を目論む大手事業者が再編を主導し、中小事業者が大手に吸収される形で企業数の集約が加速する公算が大きい。

《 図表 8：近年の主な水処理業界の M&A 》

企業名	時期	買収対象	業種	事業所在地
Beijing Enterprises Water (北控水务)	2008/6	Monico Investment	下水処理事業者	n.a.
	2008/6	Gainstar	下水処理事業者	n.a.
	2008/7	Z.K.C. Environmental Group	下水処理事業者	四川省
	2008/11	Guigang Municipality Water Supply	上水・下水処理事業者	広西省
	2013/9	Salcon(マレーシア)	上水・下水処理事業者	n.a.
Sound Global (桑德国际)	2014/5	Humen Green Source Water	下水処理事業者	広東省
	2015/12	Changye Environmental	下水処理事業者	福建省、河北省

(資料) 各社ホームページ、新聞報道等をもとに BTMUC 企画部作成

(4) 下水処理事業者に求められる取り組み

既述の通り、当業界では、下水処理事業の委託先の選定と下水道料金の決定に関しては、地方政府の権限が極めて大きい。特に新規案件では、基本的には地方政府から事業者へ直接引き合いが掛かることから^(注)、下水処理事業各社にとっては、地方政府からの受託実績の積み上げが最も重要と考えられる(図表9)。

(注) 上水事業・下水処理事業の受託者は、地方政府が実施する入札(通常は指名競争入札等の非公開入札)で決定される。事業者は、建設計画・投資方式・水処理費用の支払方法等、入札時の評価項目に関する地方政府の要望を入札前に把握しておく必要があるため、地方政府との繋がりが非常に重要となる。

特に外資系企業が中国でビジネスを拡大するに際しては、地方政府との橋渡しを担える地場の協力者・パートナーの存在が必須。

同様に財務基盤の充実も不可欠。これは、地方財政の悪化を受けて民間資本活用の要請が強まるなか、今後、各社には地方政府の要請に応じられる資金調達力が求められるようになり、実質的な受託のハードルが上がるとみられるため。

また、財務基盤は、下水道料金が上昇しないなかで厳格化する排水基準を満たすための追加投資、将来の事業拡大に向けた買収を行ううえでも極めて重要。

加えて、年々厳格化する排水基準をクリアする技術力や、漏水、悪臭発生等のトラブルを未然に防止するとともに事業コストを想定内に収めうる運営ノウハウも必要となろう。

《 図表 9 : 下水処理事業者のリスク要因と求められる取り組み 》

事業者のリスク要因	ポイント	具体的な方向性
・ 受託業者は地方政府が選定	地方政府からの 受託実績	・ 地域での実績積み上げ ・ ドミナント化による競合他社の排除 ・ 地場パートナーの確保
・ 下水道料金は地方政府が決定		
不明瞭な価格決定方式		
・ 民間資本導入要請の強まり	財務基盤	・ 内部留保の着実な蓄積 ・ 資金調達力の強化
新規案件受注のハードル上昇		
・ 既存エリアの新規案件減少	技術力	・ ノウハウの蓄積 ・ 新規投資 ・ 提携や再編による他社技術の導入
買収を通じた商圈拡大の必要性		
・ 上昇時期が読めない下水価格		
インフレによる利鞘の縮小	運営ノウハウ	・ 業務上のトラブルを防ぐ体制の構築 ・ コストマネジメントの強化
追加投資の先行リスク		
・ 排水基準の更なる強化		
求められる技術力		
追加投資等処理コストの増嵩		

(資料) ヒアリング等をもとに BTMUC 企画部作成

3. 結論

中国では、経済成長に伴う水不足に加え、これまでの廃水管理が十分でなかったことで水質汚染の問題が深刻化しており、水質向上のための投資が必要となっている。

直近 10 年間の上水供給・下水処理能力の推移をみると、上水供給能力は供水網の整備一巡で伸びが低位にとどまる一方、下水処理能力は下水道の整備進展に伴い高い伸びが続いている。また、現在は水資源の有効活用に向けた再生水の精製、および下水処理後の廃水の水質向上に向け、より高度な下水処理方式の導入ニーズが高まっている。

政府は、環境保護政策の一環として水質汚染対策を重視しており、排水基準は厳格化する傾向にある。

これに伴い、環境保護関連の投資額は年々増加しているが、上・下水道整備の責を負う地方政府は、これまでのインフラ投資等の財政支出によって既に多額の債務を抱えており、投資余力が低下。今後は民間資本活用の必要性が高まっている。

下水処理事業者の事業環境をみると、競合は比較的緩やかであるものの、下水道料金は世界的にみても低い水準に抑えられているうえ、排水基準厳格化に伴う下水処理コストの増嵩が各社の利益を下押ししている。

近年は、事業エリア拡大を目論む大手事業者が他エリアの同業他社を買収する動きが活発化。今後、中小事業者が、自社の技術や拙いコストマネジメントでは厳格化する排水基準に対応できなくなり、採算が悪化して苦境に陥る可能性が高く、受託機会の増加を企図する大手事業者が業界内再編を主導することで企業数の集約が加速する公算が大きい。

こうしたなか、事業者各社には、排水基準をクリアする技術力、トラブルを防止するとともにコストを想定内に収めうる運営ノウハウは勿論、水ビジネスに関する大きな権限を持つ地方政府からの受託実績の積み上げ、および地方政府が望む民間資本の活用に応えられるだけの充実した財務基盤が何よりも求められよう。

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 (中国) 企画部企業調査チーム 調査役 米田 智宏

TEL : 86-21-6888-1666 内線 5050 Email : tomohiro_yoneda@cn.mufg.jp

住所 : 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯置大厦22楼 FAX : 86-21-6888-1665



中国におけるトービン税導入についての考察

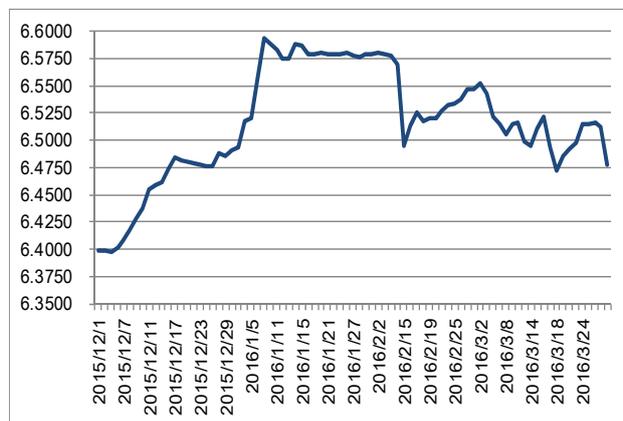
三菱東京UFJ銀行 (中国)
 環球金融市場部
 トレーディングGr 及川尚宏

中国の人民元為替市場は、2月の春節明けからもみ合いの動きをみせながらも、3月31日には一時1ドル=6.4676元¹ (図表1参照)と昨年12月以来の人民元高水準に達した。昨年後半からの人民元安の趨勢は、足許ひとまず落ち着いたと言えよう。人民銀行の外貨準備高の増減も昨年12月に月間約1,000億ドル超の減少を記録し、1月もそれに近い水準の減少を記録したが、2月に入ると月間300億ドル弱と減少幅は縮小している (図表2参照)。

そのような状況下、一部報道²にて「人民銀行が外国為替取引に課税する、いわゆるトービン税に関する規定の草案をまとめた」との情報が流れた。トービン税に関しては、昨年10月人民銀行の易副総裁が、人民銀行が発行する雑誌への寄稿で、「通貨の投機的取引を抑える目的で外為取引への懲罰的課税などの措置が考えられる」と触れていた。その後、今年の3月に入り上記報道や、国家外貨管理局 (SAFE) の王部長が記者会見で「外国為替取引に対する課税は、資本流出に対応する為に検討している幾つかの手段のうちの一つだ」と述べた。また再度人民銀行の易副総裁も「トービン税はまだ学術的なテーマだと考えている」と述べるなど、やや発言のトーンを弱めているが、トービン税に関する言及は続いており、当局はトービン税に対し関心を持っているようである。

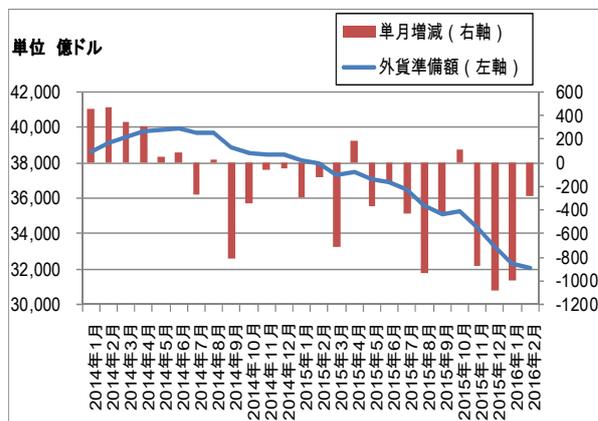
本稿ではトービン税の概略と特徴を論じながら、もし今後中国で資本流出を防ぐ目的で、トービン税が導入された場合の影響を考察していきたい。

【図表1】最近の人民元為替推移 (16時半終値)



(出所) Bloomberg より BTMUC 作成

【図表2】人民銀行外貨準備高推移



(出所) Bloomberg より BTMUC 作成

1. トービン税について

トービン税とは、米国のノーベル経済学賞受賞の経済学者ジェームズ・トービン博士が1972年に講演で発表した構想であり、為替相場の過度の変動の抑制を当初の目的として、外国為替取引に課

¹ CFETS 発表 16 時半終値ベース。

² Bloomberg News 2016 年 3 月 15 日 「中国、通貨取引にトービン税を課す規定の草案策定一関係者」

税する政策である。近年は当初の過度の為替変動の抑制という目的に加え、税収に着目し、途上国支援や地球環境問題への対応を目的とした「国際連帯税」や、リーマンショックによる金融危機発生後に、EU を中心に議論となった金融危機対策費用を賄う目的が検討されるなど、構想は多様化している。しかし、未だ厳密な意味でのトービン税が導入された実績は現在のところ世界中をみても存在しない³。

ここで、40 年以上前に考案されながらも未だ導入実績のないトービン税について、政策の効果と問題点につき、以下分析する。

(1) 効果

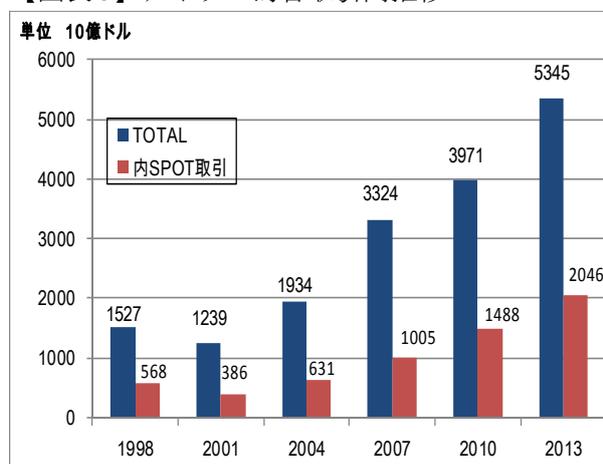
①為替市場の安定化

まず一義的な効果として、当初トービン博士が提唱した目的である、「為替市場の価格安定化」があげられる。為替取引に対して課税をし、取引コストを増すことにより、市場を攪乱する短期的な投機資金の移動を減少させることができる。投機的な取引を排除することにより、実需ベースの取引割合が高まり、結果的に為替価格の乱高下を防ぐことが効果として期待できる。

②税収の確保

現在世界の為替取引は膨大な金額になっており、2013 年の国際決済銀行（以下 BIS）の調査では、一日平均の全世界の為替取引は 5 兆ドル以上⁴（図表 3 参照）にも達しており、スポット取引だけでも 2 兆ドルに達する。低率な税であっても、全世界で課税が可能になれば、仮に取引量の減少を考慮に入れても税収は莫大な規模⁵になる。先にあげた、国際連帯税や金融危機対策を目的とした課税構想も、税収の確保が主眼となっている。

【図表 3】 デイリー為替取引高推移



(出所) BIS より BTMUC 作成

(2) 問題点

①為替市場の流動性低下による不安定化の危険性

先の効果の部分とは反対の意見になるが、課税の結果、為替取引が減少し、市場の流動性も低下。その結果、大口の取引毎に為替レートが大きく振れ、却って為替市場の安定性を損なう危険性があるとの意見がある。

②課税対象の捕捉と実効性

現在世界の主要通貨は通貨発行国に縛られず、世界中で取引が行われている。その為、一カ国が単独でトービン税を導入したとしても、租税回避の為、非課税国での取引を増加させるだけで、効果が現れにくいという問題がある。国際的に流通している通貨を対象とする場合、国際的な課税と徴税の枠組みを協力して構築しなければ、トービン税の実効性が現れない。国際的な合意が非常に困難である為、トービン税が未だに実現できていない大きな要因となっている。

³ 後述するがブラジルで導入された金融取引税がトービン税に類似する税として存在していた。

⁴ 「Triennial Central Bank Survey Foreign exchange turnover in April 2013: preliminary global results」 BIS 3 年毎に調査が行われ、その年の 4 月の取引の 1 日平均が調査結果として報告されている。

⁵ 様々な研究が存在し、想定取引量、税率により結果は変化するが、仮に世界全体の通貨取引に 0.005% の課税で 250 億ドル～400 億ドルの税収が得られるという推計がある。(出典 山口和之 レファレンス平成 25 年 2 月号「トービン税をめぐる内外の動向」 p37～p38 国立国会図書館調査及び立法考査局)

以上のようにメリットと問題点を挙げたが、現状においては問題点の方が大きく、政治的合意もなされていないためトービン税課税の実現には至っていない状況だ。しかし、前述したブラジルではその導入の目的や方法はやや異なるものの、条件付で為替取引に課税を行っていた。目的は現在の中国の状況とは正反対となるが、ブラジルの手法をここで紹介する。

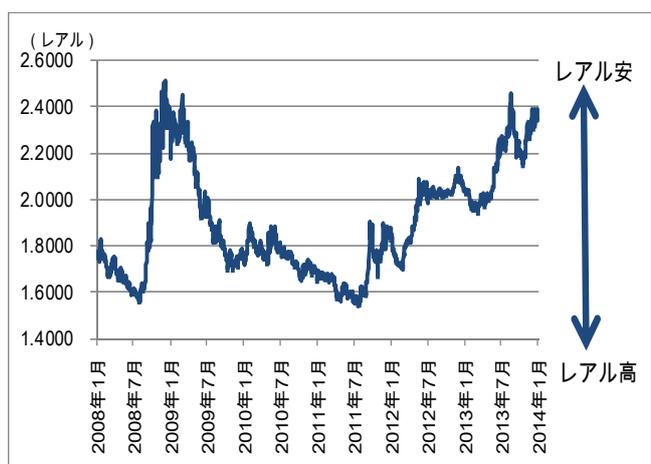
(3) ブラジルの金融取引税

2008 年 9 月に発生したリーマンショックが 2009 年に入り落ち着きをみせるにつれて、当時成長期待の高かったブラジルは国外からの資本流入が活発化し、急激な株高・レアル高 (図表 4、図表 5 参照) の状態となった。レアル相場の上昇は同国の輸出産業にダメージを与える恐れがある為、資本流入対策として 2009 年 10 月から非居住者が同国の株式・債券へ投資するに当たり、外貨をブラジル・レアルに転換する際に 2% の税が課されることになった。その後も、更なるレアル高の進行を防ぐ為に 2010 年の 10 月には月に 2 回の税率変更を行い、金融取引税を 6% まで増税した。

但しブラジルの金融取引税と従来のトービン税との間には、相違点が存在する。まず前者が金融取引目的で、外貨売りレアル買い取引のみを対象としたものに対し、トービン税は基本的に外貨取引に対して無差別に課税する。また目的も、過度の「資本流入」を抑える事によって、通貨上昇を抑える事が目的であり、通貨変動の抑制や税収確保を主目的としたものではない。

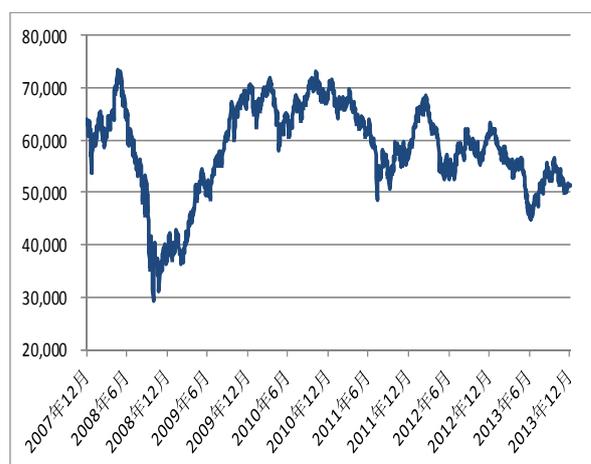
その後、レアル高株高が落ち着いた 2013 年 6 月に税率を 0% に引き下げ、ブラジルの金融取引税は終了した。

【図表 4】 ブラジル・レアル為替推移



(出所) Bloomberg より BTMUC 作成

【図表 5】 ブラジル株価 (ボベスパ) 指数



(出所) Bloomberg より BTMUC 作成

2. 中国でのトービン税⁶導入について

冒頭に挙げたように、このところ中国でトービン税導入についての報道がなされているが、ここで中国でのトービン税導入について考察したい。

(1) 中国の現状

現在の中国は足許では人民元安と資本流出に一定の歯止めがかかりつつあるが、米国の利上げペースが今後加速するなどの事態が起こった場合、再度人民元安と資本流出が加速する可能性がある。

⁶ 以下で考察する中国での通貨取引への課税は、先に挙げた従来のトービン税の特徴とは違った形式で導入される可能性もあるが、ここではトービン税と呼称を統一する。

現状「国際金融のトリレンマ」⁷問題に直面している中国は為替の安定と引換えに資本移動に更なる制限をかける可能性が考えられる。これまでも昨年8月に、顧客との間で新たに人民元売/外貨買の為替予約を締結した際、銀行が外貨準備金を人民銀行に預けなければならないとされた規制や、今年1月に、中国域外銀行が中国域内の代理銀行に保有する預金に預金準備率を適用する規制の導入など資本流出を抑制する規制を当局は行ってきた。当局は更なる外貨流出に対抗する政策オプションの一つとして、トービン税を検討しているようである。

(2) 予想される中国がトービン税を導入した場合の具体的方法

仮に中国がトービン税を導入する場合、資本流出の阻止という目的や課税のデメリットを和らげる為、本来のトービン税のように全為替取引に対し、一律に課税を行う可能性は低そうである。以下想定される事項をまとめる。

①人民元売り外貨買いサイド限定の課税

中国での中国がトービン税を導入した場合、ブラジルの「資本流入」の阻止とは異なり、現在の課題である「資本流出」に対抗する目的となる。その為、既に導入している為替予約の規制と同様、人民元売り外貨買いサイドの取引に限定して課税する可能性が考えられる（なお、中国が将来資本流入を規制する事態となった場合は、反対の人民元買い外貨売りサイドに課税する可能性も考えられる）。

②二段階の税率設定

本来のトービン税で想定されているような取引に対し一律に低率な課税を課す場合、もし人民元の先安観が強い状況であれば、課税されてでも外貨転換を行うインセンティブが発生する。また一律に高率な課税を課す場合は、極端に為替取引量が細り流動性が失われ、貿易・投資等実体経済にも悪影響を与える可能性がある。その為、両者の折衷案として二段階の税率設定を行う事が考えられる。この二段階課税は、ドイツの経済学者、パウル・シュパーン氏が1995年に発表した論文にて、トービン税の税率を平時と通貨危機時に分け設定することを提唱した。平時は、無税もしくは税収目的の低率に抑え、通貨の変動が想定以上の水準に達した場合（課税当局が設定した値動きの範囲を超えた場合）、高率の税に切り替えるというものだ。平常時の流動性減少を抑えられ、危機発生時には通貨防衛の役割を果たすもので、提唱者の名前をとり「シュパーン税」とよばれている。

現在の中国の場合、資本流出を防ぐことが目的と想定されるので、平時は無税、当局の想定以上の為替の変動幅が達した場合、もしくは人民元安方向に為替水準が達した場合に高率の課税を行う方法が考えられる。

③個別課税

一般的にトービン税とは言えないが、為替市場の参加者全体に影響を与えず、個別の金融機関にのみ、懲罰的に課税を行う方法も考えられる。例えば月間で普段の平均よりも多額の人民元売り外貨買の取引を行った金融機関に対し、個別に当局が平均以上の取引部分（もしくは取引全体）に課税するという可能性も考えられる。

(3) 中国がトービン税を導入した場合の問題点

中国がトービン税を導入した場合、専門家からは、市場の流動性が低下し、人民元を国際的な準備通貨にするための中国当局の取り組みが後退するとの指摘がある⁸。確かに、トービン税の問題点

⁷ 詳しくは「BTMU 中国月報」2016年2月号 「最近の人民元為替市場の動向と国際金融のトリレンマについて」をご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/116020101.pdf>

⁸ Bloomberg News 2016年3月15日 「中国トービン税案は近視眼的、外資追いやる一専門家が手厳しい批判」

として、為替取引に一律に課税した場合、流動性低下によるボラティリティ増加の危険性の影響が考えられるが、仮に上記に掲げた二段階の税率による課税を導入した場合は、平時においての取引への影響をある程度抑えられると考えられる。しかし、いずれにせよ取引時に課税の危険性があるとする投資家が課税回避の為、中国への投資を引き上げる行動にでる危険性があり、結果として資本流出を加速させるリスクも存在する。その為、規制当局は仮にトービン税を導入する場合、投資行動や商取引を減退させないような、慎重な課税の制度設計を行う必要があるだろう。

また仮に当局の徴税権が及び、管理が可能な中国域内市場でのCNY取引のみにトービン税を課した場合、取引コストの優位性から、中国域外市場でのCNH取引に取引が流出する可能性が考えられる。結果として、税コストが上乗せされたCNYとCNHの価格差が拡大する恐れがある。両者の価格差の拡大を抑えたい当局としては、介入などの方法で価格差縮小の対策を取る必要があり、結果的に当局のコストが増大する可能性も考えられる。

3. 終わりに

以上トービン税の解説と中国でトービン税が導入される場合の考察を行ってきたが、実際に今後中国の規制当局がトービン税を採用するかは現時点では不明であり、仮に導入された場合でも上記に記した政策とはまた違った形で導入される可能性もある。また中国は今年の10月にSDRのバスケット準備構成通貨に人民元が採用される内定を受けており、為替取引への課税という市場化・国際化と相反する動きに対し、IMFがどのような反応をするかを考慮する必要性もある。この事を考慮すれば、トービン税導入のハードルは決して低くはないだろう。しかし、現在中国は資本流出の問題に対して依然警戒感をもっており、今後の為替や資本流出の動向によっては、トービン税の導入を含む様々な資本移動を規制する施策を新たに導入する可能性は相応に高いだろう。今後も中国政府の動向を注意深くみていく必要があるだろう。

以上

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行 (中国) 環球金融市場部

E-mail: naohiro_oikawa@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2941

**税務会計: 新たなハイテク企業認定管理弁法が發布される**

KPMG中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

移転価格サービス

大谷 泰彦

2016 年 1 月 29 日、中国の科学技術部、財政部、国家税務総局は、共同で「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火〔2016〕32 号、以下「32 号文」）を公布し、2016 年 1 月 1 日より施行した。

ハイテク企業認定を定める従来の規定である国科発火〔2008〕172 号（以下「172 号文」）と比較した場合、32 号文の制定趣旨は基本的に一致するものの、認定要件や認定手続、監督管理などについて調整および更新が行われた。今後、管轄官庁および企業による各個別政策の実施と遵守が期待される。

主要な変更点

32 号文と 172 号文の間の主な変更点は以下の 3 つである。

1. 認定要件の変更*研究開発費要件*

研究開発（R&D）費要件について、直近 1 年間の売上高が 5,000 万元以下の小規模企業の研究開発費用の比率に関する要件は、売上高の 6% から 5% に引下げられた。

今回の研究開発費比率の引下げにより、中国政府が、小規模企業に対して、今後も優遇措置を実施する傾向にあることが明らかである。なお、直近 1 年間の売上高が 5,000 万元～2 億元の中規模企業、および同 2 億元以上の大企業に対する研究開発費用の比率に関する要件は、従来通り、売上高の 4%、および 3% に据え置かれた。

従業員要件

従業員要件について、172 号文の「大学専科（専門学校・短期大学に相当する）以上の学歴を有する科学技術職者の割合が従業員総数の 30% 以上でなければならない」との要件が廃止され、新たに「企業の R&D 活動および関連する技術革新活動に従事する科学技術職者の従業員総数に占める割合は 10% を下回ってはならない」との要件が設けられた。

今回の従業員要件の緩和は、すべての企業に便益をもたらすだけでなく、現代的な R&D 管理モデルと一層合致するものとなった。ただし、「R&D 活動および関連する技術革新活動に従事する科学技術職者」の定義は未だ明確ではない。現時点では、科学技術職者数の対従業員総数比率を算定する場合、企業は、どの従業員が科学技術職者に該当するかを自ら決定することができる。このため、R&D 活動を兼務あるいは支援する社員は、科学技術職者の人数に算入される可能性が高いが、その妥当性について今後検証する必要がある。

知的財産権要件

知的財産権要件も変更された。172 号文において、企業は「直近の 3 年間に、自主研究開発、譲受、受贈、合併買収などの方法により、または 5 年以上の独占許諾をもって主要製品（サービス）の核心技術となる自主的な知的財産権を取得する」必要があったが、32 号文では、企業が「自主研究開発、譲受、受贈、合併買収などの方法により、主要製品（サービス）の核心技術となる知的財産権を取得する」必要がある旨に変更された。

この結果、172 号文における 5 年以上の独占許諾による知的財産権取得が廃止された。これは、技術革新および R&D を奨励する中国政府の方向性を示唆するものである。また、32 号文における企業の知的財産権に関する要件から、「直近 3 年間」、「自主的な知的財産権」などの限定的な文言が削除された。これにより、企業がハイテク企業申請に用いる知的財産権は、直近 3 年間に以内に取得したものでなくてもよいことになる。ただし、関連実務ガイドラインは未だ明らかでない。

ハイテク企業の指標要件

172 号文における 4 つのハイテク企業の評価指標が、「企業の革新能力」と総称された。しかし、その具体的な評価基準はまだ公布されていない。

2. 申請資料の変更

32 号文は新たに複数の申請資料を追加した。その内、「ハイテク製品（サービス）のコア技術および技術指標」、および「認証・認可および関連資格証明書」の提出を要求している点が重要である。その他、「科学研究プロジェクト計画の証明書、科学技術成果物の応用、研究開発組織管理などに関する資料」、さらに「直近 3 会計期間の企業所得税年度納税申告表」などがこれら追加資料に含まれる。

今回の変更は、ハイテク企業のコンプライアンスに対するハードルが大幅に上げられると同時に、管轄官庁が、企業に対して、技術面の認定要件を満足していることを証明するための包括的な資料提供を求める姿勢がより明らかになった。

3. 事後監督管理の強化

32 号文は、以下の通り、ハイテク企業認定に対する事後監督・管理を強化した。

- 毎年 5 月末までに年度発展状況報告書の記入を要求する。
- 科技部、財政部および国家税務総局が、無作為抽出による検査と重点検査を組み合わせた検査方式を構築し、各地のハイテク企業認定管理事務に対する監督・検査を強化する。
- コンプライアンス違反に関するペナルティ規定を明確にした。すなわち、ハイテク企業の資格を取消された企業は、不正行為発生日の属する年度以降享受してきた、ハイテク企業に対する税務上の優遇措置に対して追徴課税される可能性がある。

まとめ

上述の変更に対応するため、以下の事項に十分に留意することが必要である。

32号文の公布は、中国政府が、引き続き、ハイテク企業への優遇政策の実施を奨励および支持する意思を明示したものである。管轄官庁は、特定の認定要件を緩和する反面、申告資料およびハイテク企業への監督・管理と検査要件を強化した。

このため、ハイテク企業認定申請を予定する企業は、申請資料、および関連する検査・監督・管理の要件強化に伴うリスクを回避するため、事前に対応策を講じておかなければならない。企業は特に以下の2点に注意する必要がある。

- 知的財産権に関する要件および変更内容から見ると、管轄官庁は、申請企業の先端技術および知的財産権、さらには企業の R&D 活動、コア技術、主要製品（サービス）との関連性をより一層重視することが明らかである。
- 申請資料に関する要件の細分化および厳格化（認証・認可および関連資格証明書に対する要件など）、ならびに監督・管理の強化に対処するため、企業は、記録の適時保存と R&D 活動の体系的な管理をより重視する必要がある。

なお、32号文では、科技部、財政部および国家税務総局が、より詳細な「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」を制定する旨を明記している。

以上

(監修者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

移転価格サービス

大谷 泰彦

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場 50F

Tel : +86-21-2212-3403

E-mail : yasuhiko.otani@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階 北京市北京経済技術開発区崇華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21階 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15、16階	86-512-3333-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12单元	86-591-3810-3777

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。